

第四十四回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十二號

大正十年三月十九日(土曜日)

午前十時十四分開議

議事日程 第二十二號 大正十年三月十九日

午前十時開議

第一 島定治郎君請暇ノ件

第二 大正十年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)審査期限ヲ定ムルノ件

第三 大正十年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)審査期限ヲ定ムルノ件

第四 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第三號)審査期限ヲ定ムルノ件

第五 都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第七 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第八 明治二十九年法律第十三號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第九 明治四十五年法律第十一號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十 明治三十三年法律第七十七號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十一 裁判所構成法中改正法律案(政府提出)

第十二 定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案(政府提出)

第十三 煙草專賣法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十四 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十五 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十六 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十七 樺太事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 大學特別會計法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九 大正八年法律第十二號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 軍用自動車補助法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十一 大正四年法律第十六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十二 度量衡法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 大正九年法律第五十三號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 未成年者飲酒禁止法案(衆議院提出) 第一讀會

第二十六 地方學事通則中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第二十七 沒祿者給與法案(衆議院提出) 第一讀會

第二十八 刑法中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第二十九 埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔小林書記官朗讀〕

去ル十六日本院ニ於テ承諾スヘキモノト議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ奏上シ又承諾スヘキモノト議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

大正九年勅令第五百三十四號(承諾ヲ求ムル件)

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨

ヲ衆議院ニ通知セリ

帝國鐵道會計法中改正法律案

水產會法案

大正九年法律第十二號中改正法律案

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

馬籍法案

無線電信法中改正法律案

同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

航空法案

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

公有水面埋立法案特別委員會

委員長 伯爵清棲 家 教君

水道條例中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵松 浦 厚君

地方鐵道法中改正法律案外四件特別委員會

委員長 子爵西大路 吉 光君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大學特別會計法案可決報告書

大正八年法律第十二號中改正法律案可決報告書

軍用自動車補助法中改正法律案可決報告書

度量衡法中改正法律案修正報告書

諸願文書表第九回報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

明治二十九年法律第十三號中改正法律案

明治四十五年法律第十一號中改正法律案

明治三十三年法律第七十七號中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

未成年者飲酒禁止法案

地方學事通則中改正法律案

沒祿者給與法案

刑法中改正法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ本院ノ議決ニ同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

陸軍軍法會議法案

朝鮮軍法會議ニ關スル法律案

臺灣軍法會議ニ關スル法律案

關東軍法會議ニ關スル法律案

海軍軍法會議法案

陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法廢止法律案

刑事交涉案

陸軍法務官及海軍法務官ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案

明治三十五年法律第二十九號中改正法律案

明治四十四年法律第六十一號中改正法律案

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

明治四十三年法律第三十號中改正法律案

一昨十七日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

大正八年度豫備金支出ノ件外七件(承諾ヲ求ムル件)特別委員會

委員長 公爵二條 厚 基君 副委員長 男爵毛利 五郎君

市制中改正法律案外二件特別委員會 委員長 公爵近 衛 文 麿君 副委員長 男爵阪谷 芳郎君

職業紹介法案特別委員會 委員長 內田 嘉吉君 副委員長 男爵內田 正敏君

同日特別委員會副委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大正五年法律第四號中改正法律案可決報告書

大正四年法律第十六號中改正法律案可決報告書

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大正九年法律第十號中改正法律案可決報告書
憲兵補ノ恩給ニ關スル法律案可決報告書
裁判所構成法中改正法律案修正報告書

定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案可決報告書
大正十年度歲入歲出總豫算案、大正十年度各特別會計歲入歲出豫算案、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、臨時軍事費豫算追加案(第一號)可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏技師 矢部規矩治 君

農商務省所管事務政府委員

農商務技師 小西正二 君

農商務技師 野間譽雄 君

農商務技師 吉村萬治 君

昨十八日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

畜牛結核病豫防法中改正法律案特別委員會

委員長 伯備勸修寺 經雄 君 副委員長 子爵伊集院 兼知 君

同日特別委員會ニ於テ補闕選舉ニ當選シタル副委員長ノ氏名左ノ如シ

會計法改正法律案外五件特別委員會

副委員長 子爵八條 隆正 君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

畜牛結核病豫防法中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第五號

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

大正十年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第三號)

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ致シ

タイコトゴザイマス、昨十八日長松男爵病氣ニ付米穀法案外二件ノ特別委員並ニ黃燐燐寸禁止法案ノ特別委員ヲ辭シタイト云フコトヲ申出デラレマシタ、許可ヲ致スコトニ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ補缺トシテ米穀法案外二件ノ特別委員ニ楠本男爵、黃燐燐寸禁止法案特別委員ニ本田男爵ヲ指名イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第一、島定治郎君請暇ノ件、病氣ニ付會期中請暇デゴザイマス、許可ヲ致スコトニ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 次ニ日程第二、第三、第四ハ一括シテ説明ヲ煩ハシマス、御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 日程第二ハ大正十年度歲入歲出總豫算追加案、第二號、第三ハ大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、特第二號、第四ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件、追第三號、審査期限ヲ定ムルノ件、大藏大臣高橋子爵

〔左ノ通牒文ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

(第二號)大正十年度歲入歲出總豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年三月十八日

衆議院議長 奧 繁三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

(特第二號)大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年三月十八日

衆議院議長 奧 繁三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

(特第二號)大正十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)審査期限ヲ定ムルノ

件外二件

大正十年三月十八日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 奥 繁三郎

(追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年三月十八日

衆議院議長 奥 繁三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣子爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵高橋是清君) 茲ニ提出イタシマシタル大正十年度追加豫算ノ大體ノ説明ヲ申上ゲマス、其一般會計ニ屬シマサルモノハ、歳入歳出各々千七百萬圓デアリマシテ、歳出經常部二百餘萬圓、臨時部千五百餘萬圓、合計千七百餘萬圓デアリマス、右ハ何レモ緊急已ムヲ得ザル經費デアリマシテ、茲ニ追加要求ヲ致シタル次第デアリマス、今其中ノ主ナルモノヲ舉ゲマスレバ、經常部ニ於テ國際聯盟常設帝國事務局費三十餘萬圓、國債整理基金繰入金百七十餘萬圓、特許法其他改正ニ伴フ經費十三萬餘圓デアリマス、又臨時部ニ於キマシテ東亞同文會事業費補助十五萬圓、同仁會事業費補助五萬圓、日露協會學校費補助五萬圓、講和條約實施委員派遣費二百餘萬圓、國際勞動會議參列費四十五萬餘圓、國際聯盟事務局負擔費四十餘萬圓、茨城縣外九縣災害土木費補助六十六萬餘圓、北海道災害復舊ニ關スル經費七十餘萬圓、臨時教育行政調査會ニ關スル經費三萬餘圓、國際調查記念章調製費四十餘萬圓、日華學會補助十五萬圓、齒科醫師及藥劑師試驗費三萬餘圓、遞信省所管災害費六十餘萬圓等デアリマス、右ノ財源トシテ特許料等ノ增收十三萬餘圓、齒科醫師及藥劑師試驗ノ試験料九萬餘圓ヲ計上シ、其他ハ前年度剩餘金ヲ以テ之ヲ充當イタシマシタ、又各特別會計豫算、何レモ一般會計ト同様ノ理由ニ基キマシテ、茲ニ提出イタシマシタル次第デアリマス、追第三號、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ハ、萬國理學文書目錄編纂費分擔金ノ増加ニ伴ヒ、物價騰貴ニ依リ出版費等ガ嵩ミマシテ、各加入者ニ對シ分擔額ヲ増加スル必要ヲ生ジマシテ、各加盟代表者會議ニ於テ其旨ヲ決定致シ、之ニ應ズル爲デアリマス、之ニ要シマスル大正十年度追加額ハ本追加豫算ニ於テ要求イタシテ居リ

マス、何レモ必要避クベカラザル經費及ビ法律ノ契約ニ基ヅク經費デゴザイマスカラ、何卒御審議ノ上速ニ協賛セラレムコトヲ望ミマス

○若槻禮次郎君 大藏省所管ニ財政經濟調査費ト云フモノガアリマスガ、財政經濟調査會ト云フモノノ調査費ヲ追加豫算トスルノハドウ云フ譯デアリマスガ、斯ウ云フ費目ガ必要デアレバ總豫算ニ計上サレルノガ當リ前ト思ヒマスガ、之ヲ追加豫算ニセラレタノハドウ云フ譯デアリマスガ、ソレカラ臨時教育行政調査會ト云フモノハドウ云フモノデアリマスガ、過日來昇格ノコトニ付テ色々論議ガアリマシタガ、何カソレニ關聯シタ調査會ト云フヤウナモノデアリマスガ、其會ノ性質竝ニ調査スル事項等ヲ御説明ヲ願ヒマス

〔國務大臣子爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵高橋是清君) 唯今ノ御質疑ノ大藏省所管ニ於キマスル、財政經濟調査會ノ費用増加ノ件デゴザイマスガ、是ハ旅費デゴザイマス、旅費デゴザイマシテ、最近此ノ經濟調査會ニ於テ其必要アリト云フ議ガ極々タノデアリマシテ、已ムヲ得ズ追加豫算ニ計上イタシタル次第デアリマス、ソレカラ後ノコトハ文部大臣カラ御答イタシマス

○若槻禮次郎君 唯今ノ御答辯ハココマデ聞エナイノデ、何ト仰ッシヤッタカ聞エマセヌガ……

○國務大臣(子爵高橋是清君) 財政經濟調査會ニ於テ、近ク旅費ノ必要アリト云フ議ガ定ツタ爲ニ、今般追加豫算ト致シタ譯デアリマシテ、即チ其ノ要求額ハ旅費ニ當ルモノデアリマス、此段御承知ヲ願ヒマス

○若槻禮次郎君 私ノ伺ヒマスノハ、サウ云フヤウナコトハ總豫算ノ時ニ分ツテ居ルコトデ、財政經濟調査會デ調査スルコトハ是レ是レト云フコトニナツテ居リマスカラ、調査ノ必要ハ初メカラ分ツテ居ル、其時ニ計上シマセヌデ、後カラ斯様ナ追加豫算ヲ御提出ニナル、追加豫算ハ悉ク會計法ノ規定ニ適ツテ居ルカドウカ存ジマセヌケレドモ、兎ニ角避クベカラザル事件デナケレバ出サスト云フコトニナツテ居ルノデ、斯様ナ調査會デ其費用ガ足りナイ、更ニ追加ヲ要スル、旅費ヲ要スルト云フコトデアリマス、旅費ト云フヤウナコトハ初メカラ分ツテ居リサウナモノデアリマスガ、追加豫算ヲ出サレルト云フコトハドウ云フ譯デアアルカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス

〔國務大臣子爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵高橋是清君) 最近ニ於テ經濟調査會ノ議ガ更ニ旅費ヲ要ス

ルヤウニ決ツタノデアリマス、最初カラ其目的ハナカッタノデアリマス、最近ニ於テ尙ホ一層旅費ガ調査ニ必要ナリト云フコトガ決ツタノデアリマス

○若槻禮次郎君 唯今ノ御答辯ハ調査會デサウ云フヤウナ決議ヲ最近ニ於テシタト云フ御答辯デアリマスカ、ソレヲモウ一遍伺ヒマス

〔政府委員神野勝之助君演壇ニ登ル〕

○政府委員(神野勝之助君) 唯今ノ御質問ニテヨト補足ヲ申上ゲテ置キマスル、關稅ノ調査ニ付マシテハ一般ニ調査ヲ致シマシテ、根本的ニ改正ヲ致シタイト云フ希望ヲ有ツテ居ルノデアリマス、是ハ關係各省ノ者寄リ合ヒマシテ十分調査ヲ致シマシテヤル積リテ居リマシタノデアリマスルガ、最近財政經濟調査會ニ諮問ニナツテ居リマシタ所ノ關稅ニ關スル問題、鐵等デゴザイマシテ、是ガ答案ガ出來マシテ政府ニ於キマシテモ其答案ヲ參酌イタシマシテ、關稅定率法ノ一部ヲ改正スル法案ヲ提出シタ次第デゴザイマスルガ、之ニ關聯シマシテ議員諸君ノ、殊ニ衆議院ニ於ケル議員諸君等ノ多數ノ希望モアリマシテ、成ベク至急、至急ニ他ノ方面ニ付テモ財政經濟調査等ニモ諮問ヲシ、又政府當局ニ於テモ事實ヲ調査シテ貫ヒタイト云フ御希望ガゴザイマシタニ付マシテ、急ニ之ヲヤルト云フコトニ考テ運ビマシテ、追加豫算ニ計上イタシマシテ、工場其他ノ必要ナル方面ヲ視察イタシタイト云フ爲ニ旅費ヲ計上シタ次第デアリマス

○若槻禮次郎君 唯今ノ御答辯ニ依リマスルト云フト、關稅定率法ノ改正案ノ衆議院ノ委員會ニ於テ、方々工場ヲ廻ッテ見テ實地ヲ調べタイト云フ希望ガ出タノデ、追加豫算ヲ御提出ニナツタト云フヤウナ模様デアリマスガ、廻ッテ歩カレル人ハドウ云フ人ガ歩カレルノデアリマスカ、之ヲ伺ッテ置キタイ

〔政府委員神野勝之助君演壇ニ登ル〕

○政府委員(神野勝之助君) 追加豫算ニ計上イタシマシタル旅費ハ、主トシテ農商務省、大藏省ノ官吏ガ出張スル爲ニ要スルモノガ計上シテアル次第デアリマス

○若槻禮次郎君 文部省ノ御答辯ガアルノデゴザイマスカ、御答辯セラレナイノデスカ

〔國務大臣中橋德五郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 若槻君ニ御尋ネ致シマス、チヨット聽漏シマシタガ御質疑ハ何デゴザイマシタカ

○若槻禮次郎君 臨時教育行政調査費ト云フモノガ追加豫算ヲ提出ニナツテ居リマスガ、其調査會ト云フモノハドウ云フ事ヲ調査スル會デアリマスカ

○國務大臣(中橋德五郎君) 分リマシタ、ソレハ本回地方ノ主トシテ初等教育ニ關シマス地方經濟財政ノ方ノ調査ヲ致ス積リデアリマス、御承知ノ通りニ今日地方ノ經費ガ非常ニ膨脹イタシマシテ、全體ハ殆ド八億ニナツテ居ル次第デアリマス、其中ノ教育費モ相當額ニ上ボツテ居リマス、之ニ付マシテ先年御協贊ヲ經マシタ彼ノ國庫補助法ニ依リマシテ、一千萬圓ノ補助費ヲ支出シテ、初等教育ノ改善ト云フコトヲ運ンデ居ル次第デアリマスルガ、何分ニモ近來非常ニ教育費ガ嵩ンデ參リマシタノデ、此ノ地方ノ教育費ニ付テ、之ヲ節約スルノ途ガアレバドウカ節約シテ見タイ、從來ハ此點ニ付テ調査シタコトガアリマセヌ、多少ノ節約ハ出來ルカモ知レヌト思ッテ居リマス、又同ジク經費ヲ使ヒマスニシマシテモ、今日ヨリハヨリ利用ノ方法ガアルカモ知レナイト云フコトノ考ヲ有ツテ居ル次第デアリマス、其他ソレニ關聯スル經費ニ付テ調査ヲ致シタイト云フ積リデアリマシテ、明細書ニモ掲ゲテ置キマシタ通り、是ハ從來主トシテ文部省ニ於キマシテ調査ヲ致シ、又内務省ニ於テ調査ヲ致シテ居ッタコトデアリマスルガ、今回ハ少シ多數ノ委員ヲ以テ組織スルコトニ致シマシテ、内務、大藏、文部並ニ他ノ民間ノ有力ナ人ニ集ッテ貫ヒマシテ調査ヲシテ見タイ、斯ウ云フ考デ此調査會ヲ設置スルコトヲシタノデアリマス

○若槻禮次郎君 唯今ノ御説明ニ依リマス、市町村、殊ニ町村ラシク聞エマスガ、市町村ノ教育費ニ何カ節減スベキモノハナイカト云フコトガ重モニ調査ヲセラレル事項ノヤウニ伺ヒマシタガ、過日來問題ニナツテ居ル所謂昇格問題ヲ一段高イ調査委員會デ研究スルト云フ御話ガアッタノデアリマスガ、ソレハ此ノ調査會トハ關係ガナイノデアリマスカ、又是ガ文部省デナサレヌデ大藏省所管ニナツテ居ルノハ、何カ内閣デモ是ハナサルノカ、文部省デナサルガ當然ノヤウニ思ヒマスガ、内閣ニ於テ斯ウ云フ會ガ出來テ調査スルト云フコトニナルノデアリマスカ

〔國務大臣中橋德五郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 是ハ唯今御質疑ノ通りデアリマスルデ、主トシテ地方ノ教育費ニ關シテ調査ヲ致シマス、過日來本議場ノ問題ニナツテ居リマシタル昇格問題ニハ關係ハ無イ積リデアリマス、ソレカラ關係各省ニ互リマ

シテ委員ヲ設ケル積リデアリマスカラ、今回ハ内閣ノ所屬ニ致シマシテ、此ノ委員會ハ文部省ノ諮問機關デハナイノデアリマス、御尋ノ通りデアリマス
○子爵前田利定君 他ニ御質問モゴザイマセスケレバ、本員ハ動議ヲ提出シタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 質問ハ無イヤウデゴザイマス

○子爵前田利定君 然ラバ議事日程ノ第二ヨリ第四、即チ追加豫算ノ各案ニ對シマスル審査期限ハ豫メ之ヲ定メマセヌデ、審査結了次第ニ報告スルコトニ致シタイト存ジマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

○江水千之君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 前田子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第五、都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決モリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年三月十六日

衆議院議長 奥 繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案

官吏恩給法、官吏遺族扶助法及軍人恩給法ノ適用ニ付テハ都市計畫地方委員會職員ニシテ文官判任以上ノモノノ受タル俸給ハ之ヲ政府ヨリ受タルモノト看做ス

附則

本法ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

〔政府委員小橋一太君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小橋一太君) 唯今上程ニナリマシタル、都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案ノ説明ヲ申上ゲマス、都市計畫地方委員會ノ費用ハ、同官制ニ依リマシテ當分ノ間府縣ノ負擔ニシテ居リマスルカラシテ、其會ニ屬スル技師、書記及ビ技手ハ政府ヨリ俸給ヲ受ケザル官吏デ

アリマス、從ッテ恩給法ノ規定ニ依リマシテ、政府ヨリ俸給ヲ受ケザル官吏ハ恩給權ヲ有シマセヌシ、又恩給年限ニモ計算セラレザル結果ニナリマスルシ、從ッテ遺族扶助料ノ恩給モ受ケナイ結果ニナリマス、是等ノ官吏ハ其職務ノ性質上一般官吏ト何等異ルコトアリマセスカラシテ、同一ノ恩給ニ浴セシメマシテ、安ンジテ其職責ヲ完ウスルヤウニ致シタイト本法案ヲ提出イタシタ次第ゴザイマス、御審議ノ上何卒御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○阪本鈺之助君 本案ハ改正ノ法文ハ誠ニ簡單ナモノデアリマスルガ、此案ヲ議シマスルニ當リマシテ、少シ御尋ヲ致シテ置キタイトガアルノデアリ

マス、唯今モ御説明ノアリマシタ通り、都市計畫委員會ニ屬シマスル技師書記等ハ、俸給ヲ市カラ受ケルモノデアアル、國庫カラ受ケテ居ラヌケレドモ、國家ノ仕事ヲ致スモノデアアルカラ、官吏同様ニ恩給扶助料ヲ受ケル場合ニハ

官吏同様ノコトニ扱ヒタイ、斯ウ云フ御趣意デアアルノデアリマス、然ニ市ニ居リマス吏員、市ヨリ俸給ヲ受ケテ居リマス吏員ニ、マダ國家ノ事業ヲ扱ッテ居ル者ハ澤山アルノデアリマス、即チ教育上カラ申シマスルト、視學ノ事

務ヲ扱ッテ居ル者、又度量衡ノ仕事ヲ致シテ居ル者、又近頃出マシタ道路法ニ依テ道路ノ仕事ヲ致シテ居ル者、數ヘ來リマスレバ澤山ゴザイマスルガ、市吏員デハアリマスルガ、國家ノ仕事ヲ致シテ居ル者ガ澤山アルノデアリマス、是

等ハ何等恩給ニ浴スルコトヲ得ズシテ、獨リ都市計畫ニ關係スル者ハ官吏同様ノ恩給、扶助料ニ與カリ得ルト云フ法律ガ出ルト云フコトハ、片手落デハナイカト思ヒマスルガ、如何ナモノデアリマセウカ、ソレヲ伺ヒマスルト同時ニ

抑、都市計畫地方委員會ナルモノノ官制ヲ見マスルト、如何ニモ私共ニハ會得ガ出來兼ネル點ガアルノデアリマス、中央ニモ即チ内務省ニ都市計畫委員會ガアリマシテ、又都市計畫ヲ致ス六大都市ニモ各、地方ノ委員會ナルモノガア

リマシテ、東京ノ中央ニ居ラルル所ノ官吏デアリマスルガ、官吏ノ人々ガ其計畫サル都市ノ事情モ地理モ何ニモ御承知ノナイ方ガ、席上ニ於テ此事ヲ御議シニナル、又地方委員ナルモノガ中央ニ集ッテ來ル場合ニハ、遙ニ旅費ヲ取ッ

テ、東京ヘ集ッテ東京ノ官吏ト同ジ程度デ之ヲ議スルノデアリマスガ、何故ニ東京マデ來テ斯様ニマデセネバナラヌモノデアアルカ、又東京市區改正調査會

ナルモノガアリマシテ、輦轂ノ下タル東京市ノ改正ヲ致ス場合ニハ、是ハ如何ニモ目ノ前ニ見テ居ルコトデアリマスカラ、東京市内デ内務省デ御調査下サレタト云フコトモ一應御尤ナコトデアアルト存ジマスガ、此因習ニ因ハレテ、

大阪市、京都市、名古屋市、神戸市ト云フヤウナ所ノ市區改正ヲ致スコトヲ、遙ニ東京マデ委員ヲ呼付ケテソレニハ相當ノ費用ガ掛カルノデアリマス、而シテ東京ニ居ル所ノ官吏ヲ致シテ居ル所ノ委員ハ、其都市ノ町ガドチラヲ向イテ居ルモノデアルカ、地理ハドウ云フ風デアルカ、御承知ノ無イ方ガアルダラウ、其人ガ地方カラ出テ來ル委員ト議シテ決スル、ソレダケデ決スルノデハナクシテ、地方ニ又委員ナルモノガアツテ、縣廳ノ役人ヤ市役所ノ役人ガ一緒ニナツテ議スルノデアル、其費用ハ悉ク都市計畫ヲ致ス所ノ市ノ負擔ニナルノデアリマス、内務省デ開カレル所ノ費用ヲモ其都市ガ支辨シテ居ルノデアリマス、而モ不思議ニ存ジマスルノハ、地方委員ノ内ニハ縣會議員、府會議員ト云フモノガ這入ッテ居ルノデアアル、市ノ仕事ヲ致スノニ縣會議員、府會議員ガ何ノ關係ガアルカ、經濟ノ上カラ申シテモ、事業ノ上カラ申シテモ、何ノ關係モナイモノガ、委員ノ内ニ這入ッテ居ル、是ハドウシテモ此法制ハ何等カ御改正ニナルベキモノデアアルト存ジマスルガ、政府ハ東京市區改正條例ノ因習ニ囚ハレテ、矢張永ク御實行ニナル御考デアアルカ、幸ニ此機會ニ於テ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス

〔政府委員小橋一太君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小橋一太君) 第一ノ御尋ハ市ヨリ俸給ヲ受ケテ居ル官吏デアアルカラシテ、殆ド同一ノ仕事ヲシテ居ル市ノ吏員ニ付テモ、同一ノ恩典ニ浴セシメナイカト云フ御尋デアリマスルガ、先刻私ガ此所デ説明イタシマシタルコトガ、或ハ御耳ニ達セナカッタカト思ヒマスガ、都市計畫地方委員會ノ職員ハ市ノ費用デ其俸給ヲ當分出スコトニナツテ居リマス、ソレデ其仕事ハ全クノ官吏トシテ事務ヲ執ッテ居リマスカラ、外ニモ例ノアルヤウニ、郡書記等ガ地方費ノ支辨デ國政事務ヲ執ル、國ノ官吏トシテ取扱ハレテ居リマスカラ、ソレハ矢張恩給ノ恩典ニ浴スルヤウニ郡書記ガナツテ居リマス、ソレト同ジ取扱ヲ致シタイト云フノデ本案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマス、而シテ市ノ吏員或ハ土木ノ吏員等デ、市ノ方ノ俸給ヲ受ケテ居ル者ニ對シテ相當ノ恩給、或ハ遺族扶助料等ノコトモ恩典ニ浴セシムルコトハ、是ハ政府ニ於テモ何トカ他ノ方法ニ依テ官吏若シクハ市吏員等ニ共通ノニ恩典ニ浴スル途ヲ開キタイト云フコトノ調査研究ヲ致シテ居リマスシ、本案ハ府縣費ノ負擔ニ屬スル官吏ニ對スル恩典ニ浴スルト云フコトニ致シタノデ、其點ハ御尋ノ趣意ト違ッテ居リマスルカラ、ドウゾ御了解ヲ願ヒタイトウゴザイマス、ソレカラ第二ノ御

尋ハ六大都市等ノ地方ノ仕事ヲ中央デ様子ノ分ラヌ所ニ持テ來テ計畫スルノハドウデアアルカ、古イ東京市區改正條例ノ舊例ヲ追ッテヤツテ居ルモノデハナイカト云フ御尋デアリマスガ、現行都市計畫委員會ハ其市區改正トハ違ッテ居リマス、中央都市計畫委員會ト地方都市計畫委員會トノ二ツニ分レテ居リマシテ、地方都市計畫委員會ハ其地方地方ニ置イテアリマス、府縣知事ヲ委員長トシテ其委員ハ市ノ關係者市會議員及郡部接屬地ノ關係者等ヲ入レテ其地方ニ於テ計畫ヲ立テ、之ヲ決定スルコトニナツテ居リマス、事若シ重大ナルコトハ、是ハ中央都市計畫委員會ニ持ッテ來テ其決定ヲスルヤウニナツテ居リマス、即チ先ヅ以テ地方委員會ノ計畫ヲ定メテ、然ル後ニ中央都市委員會デ決定ヲ求ムルヤウニナツテ居リマスノデ、決シテ御尋ノヤウナ結果ニ陷ルヤウナコトハナイト信ジテ居リマス、ソレカラ地方都市計畫委員ノ中ニ縣會議員等ガ這入ッテ居ルノハ、ラカシイデハナイカ、怪シカラヌデハナイカ、即チ市ノ事業ニ對シテ縣會議員等ノ加ハルノハ如何デアアルカト云フ御尋デゴザイマスガ、此ノ都市計畫ハ單ニ六大都市ノ區域内ニ限ッテ居リマセヌ、其ノ郡部接續地町村等ガ市街ト同様ナ形ヲナシテ居ル所ハ、ソレヲ一括イタシテ郡部迄及ンデ廣キ範圍ニ於テ都市計畫ヲ立テルヤウニナツテ居リマスカラ、單ニ市會議員若シクハ市ノ關係吏員ナドデハ其計畫ノ目的ヲ十分ニ達スルコトガ出來マセヌカラ、郡部ニ關係係有スル縣會議員ヲ加ヘテ置クコトガ必要ト信ジテ居リマス

○阪本鈔之助君 唯今ノ御説明ニ依リマス、都市計畫委員會ノ、技師、書記等ノ俸給ガ府縣費ノ支辨ニナツテ居ルト云フ、是ハ内務次官ガ御説明ニナルコトデアリマスカラ、無論間違ヒナイコトト思ヒマスガ、如何ニモ不思議ニ堪ヘヌノデアリマス、市ニ屬スル都市計畫事業ノ爲ニ設ケル吏員ノ費用ヲ、假令當分デモ府縣ガ出サナケレバナラヌト云フコトハ、ドノ理窟カラ出テ來ルノデアリマスカ、市ノ負擔ハ甚ダ迷惑トハ申シナガラ、市デ拂フト云フコトデアリマスレバ當然デアリマスガ、當然デハナイ寧ロ國家カラ拂フノガ當然ト思ヒマスガ、市ガ拂フナラバ理窟ガアリマスガ、府縣費デ拂フト云フノハドウ云フ理窟デアリマスカ、果シテ府縣費デ拂フト云フ理由ガアリマスタラバ、其理由ヲ承ハリタイト思ヒマス、第二ニハ東京市區改正ヲ其儘引用シテ居ルト云フノデハナイ、無論中央ト地方ト其處置ヲ異ニシテ居ルコトト思ヒマスガ、地方デ選マレタ委員ガ東京ヘ出テ來ルノデ、而シテ皆多クハ内務

省ノ次官アタリヨリ指圖ヲセラレテ、中央政府部内ニ設ケラレテアル所デ大體ノ繩張ヲ極メル、是ヲ實行スルニ當ツテハ地方委員會ナド知事ヲ會長トスル機關ガアツテ、唯今申シタ縣會議員市會議員、其土地ノ官吏ナドガ這入ッテ決メル、ソレデ決メテ仕事ヲ何レ内務大臣ノ査定ヲ受ケ、内閣ノ議迄經テ決マルト云フコトデアリマスカラ、地方デ十分練リ上ゲタ案ヲ中央ヘ普通ノ官廳事務ノヤウニ上セラレテ、内務省ガ相當ニ御調査ニナレバソレ澤山デハナイカ、前以テ中央政府デ調ベヲシテ又中央ノ委員會ニ掛ケル、地方ノ委員會モ其前デアリマセウガ、兎ニ角地方ノ委員會デ決ツタモノヲ内閣ノ議迄經テ決メル、又地方ノ委員會ニ掛ケルト云フコトハ如何ニモ餘リニ繁文縟禮デハナイカト思ヒマス、是デ一向差支ナイ何等不都合ガナイト云フ御解釋デアレバ、私等ハ此上申上ゲル必要ハアリマセウガ、私ハ何トカ御考慮ニナツテハ如何ト思フノデアリマス、而シテ唯今最後ノ御説明ニ郡部モ……市ニ接近シテ居ル郡部モ關係ガアルカラ、縣會議員モ這入ッテ居ルト云フ御説明デアリマシタガ、其關係ノアル郡カカカラ出テ居ルナラバマダシモデアアル、又或ハ其ノ縣會議員等ガ這入ルナラバ、或ハ關係アルト申シ得ルカ知レマセウガ、縣會議員カラ出ルノハ思ヒモ寄ラス、例ヘバ愛知縣デ申シマセバ、三河ノ國邊リカラ出テ居ルノガ、此委員ニ加ツテ居ルノデアリマス、三河ノ人ガ名古屋ノ市區ヲ改正スルノニドウ云フ知識ガアル、ドウ云フ關係ガアルカト云フコトヲ疑フノデアリマス、蓋シ他ノ地方ニ於テモ此例ハアルト思ヒマス、ドウモ縣會議員ヲ市區改正委員會ニ御加ヘニナルノハ、私共不思議ニ存ジマセウガ、是ハ強ヒテ御尋ハ致シマセウ、唯今ノ御説明ニ依リマセバ左様ナ御趣意デアルトシマセバ、其ノ御趣意ニ反シタ結果ニナツテ居ルト云フコトヲ、御參考迄ニ申上ゲテ置キマス

〔政府委員小橋一太君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小橋一太君) 阪本サンハ都市計畫事業ヲ單ニ市ノミノ事業ト云フ御考デ御説明ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、都市計畫事業ハ先刻モ申上ゲマシタヤウニ勿論大都市ヲ中心ニ致シマスガ、併シ其周圍ノ市街地ヲナス所ノ町村ヲ一括シテ大キナ都市計畫區域ヲ定メテ總ベテノ計畫ヲ立テルコトニ致シテ居リマスノデ、市ノミノ仕事ヂヤアリマセウ、而シテ其事業ノ性質カラ申シマセバ、寧ロ國ノ事業ト申スガ宜シイカト考ヘテ居ル位デアリマシテ、其關係スル所單リ一市ニ止マリマセウ、ソレデ當分ノ間此ノ事務費的ノ

會議費……會議ニ關スル費用ヲ府縣費ヲ以テ負擔スルト云フコトハ差支ナイト考ヘテ居リマス、勿論六大都市ニ於テハ市内ノ自己自身ノ仕事ニ付テ、其外ノ吏員ヲ置イテ居リマス、ソレハ市ノ自身ノ仕事デ都市計畫ニ關係シタ仕事デアリマスルガ、市費ヲ以テ市ノ自身ノ仕事ト致シテ居ル次第デアリマス、ソレデ御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、ソレカラ縣會議員ノ關係ナイ者ヲ入レルト云フ御話デアリマスガ、是ハ郡部ニ於テ其關係シタル事柄ヲ知ル所ノ縣會議員ヲ加ヘ、又都市計畫ニ經驗アル人ト云フノモ、縣會議員以外ノ資格デ入レルコトニナツテ居リマス、ソレデ必ズシモ其地方ニ住マツテ居ナイデモ、其事業ハ相當經驗アリト認ムル者ハ、矢張委員ニナツテ居ル次第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ハ、諸君ニ於テ御異議ガナケレバ大正九年法律第十號中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス、日程第六、第七、第八ハ一括シテ説明ヲ煩ハシタク考ヘマス、御異存ゴザイマセヌカ、御異議アリト云フ御聲ヲ承リマセウカラ御異議ナイト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、第七、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、第八、明治二十九年法律第十三號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、中橋文部大臣

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正十年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長 奧 繁三郎

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第四條第三項ヲ削ル

第五條中「公務」ヲ「退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」ニ改ム

別表市町村立小學校教員退隱料表中百三十圓以上ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第七條第二項第一號ノ規定ニ依リ退隱料ノ支給ヲ停止セラレル者ニシテ退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職以外ノ公務ニ在ルモノニ關シテハ其ノ在職中ニ限り大正十一年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル

明治二十九年法律第十三號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正十年三月十六日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 奧 繁三郎

明治二十九年法律第十三號中改正法律案

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス
第四條ノ二第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

學校長圖書館長正教員司書保姆幹事學生監舎監助手又ハ書記ニシテ文官ト爲リタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ在官中死亡シ又ハ退官シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテ在職最終ノ俸給額ニ基キ明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料扶助料扶助金ヲ給ス但シ官吏恩給法第十三條第一項ニ規定スル事由ニ因リ退官シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ學校長圖書館長正教員司書保姆幹事學生監舎監助手又ハ書記ニシテ他ノ待遇文官ト爲リタル者ニ付之ヲ準用ス
第四條ノ三中「國庫ヨリ」ヲ「同一ノ事由ノ爲メニ」ニ改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣中橋德五郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 此第六ノ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、是ハ昨年市町村立小學校教員ノ俸給令ガ改正ニナリマシテ、ズット増額ニナリマシタノデアリマスガ、從テ遺族扶助料ニ關係シマス

法案ノ改正ヲ要シマスルデ、今回提出ヲ致シタ次第デアリマス、同時ニ多少其中ニ支給方ニ付テ從來不備ノ點ガアリマシタカラ、其點ヲ改正イタシタイト云フ見込デゴザイマス、其次ハ第七ノ府縣立師範學校長俸給並ニ公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、是ハ此改正ノ目的ハ從來此ノ恩給等ニ關シマスル事務ハ、御承知ノ通り恩給局デ致シテ居ッタ譯デアリマス、之ニ關係シマスルモノダケガ文部省ニ於テ致シテ居ッタ譯デアリマス、是ハ統一シタ方ガ宜カラウト思ヒマスルデ、今回矢張内閣所屬ノ恩給局ノ所管ニ移シタイト思ヒマスルデ、サウシテ事務ノ統一ヲ計リタイト思ヒマスルデ此法案ヲ提出イタシマシタ、同時ニ又此ノ支給方ニ付テ從來多少不備ノ點ガアリマシタカラ、之ヲ整理イタシタイト云フ見込デアリマス、其次ハ日程ノ第八、明治二十九年法律第十三號中改正法律案、是ハ小學校並ニ公立學校ノ職員ガ退職ヲ致シマシテ、退職後他ノ公職ニ就キマシタ場合ニ當リマシテ、退隱料等ヲ受ケマスルニ從來不備ノ點ガアリマシタカラ、之ヲ整理ヲシテ之ヲ受ケル者ノ爲ニ具合ノ宜イヤウニ今度改正ヲ致シタイト云フ見込デアリマス、簡單ナル法律案デゴザイマスカラ宜シク……

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ガナケレバ、日程第九並ニ第十ノ法律案モ一括シテ説明ヲ煩ハシマス、日程第九、明治四十五年法律第十一號中改正法律案、第十、明治三十三年法律第七十七號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、馬場法制局參事官

明治四十五年法律第十一號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正十年三月十六日

衆議院議長 奧 繁三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

明治四十五年法律第十一號中改正法律案

明治四十五年法律第十一號中左ノ通改正ス

第二條中「文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督、府縣知事ノ職務ハ道長官」ヲ「内閣總理大臣ノ職務ハ朝鮮總督、本屬長官ノ職務ハ道知事」ニ改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年法律第七十七號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正十年三月十六日

衆議院議長 奧 繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

明治三十三年法律第七十七號中改正法律案

明治三十三年法律第七十七號中左ノ通改正ス

第一條 臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任

以上ノ者及其ノ遺族ハ本法ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ同法中内閣總理大臣ノ職務ハ臺灣總督、本屬長官ノ職務ハ州知事又ハ廳長之ヲ行ヒ同法第十條及第十六條中府縣郡市町村ノ負擔ト爲ルヘキ經費ハ當該學校職員ノ俸給ヲ支辨スル團體ノ負擔トス

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

文官判任以上ノ教官又ハ教育事務ニ従事スル文官ノ在官年月數ヲ第一條ノ學校職員ノ在職年月數ニ通算スル場合ニ於テハ其ノ臺灣ニ在勤シタル年月數ハ之ヲ第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤シタル年月數ト看做ス

第五條中「地方税支辨ノ俸給ヲ受クル」ヲ「國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル」ニ改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員馬場鑓一君演壇ニ登ル〕

○政府委員(馬場鑓一君) 明治四十五年法律第十一號中ノ改正ハ、日程第七ニ掲ゲテアリマスル法律ノ改正ニ伴ヒマスルモノゾゴザイマス、即チ此ノ明治四十五年法律第十一號ニ日程第七ニ掲ゲテアリマスル法律ヲ引用イタシテ居リマスルガ故ニ、此本ノ法律ノ改正ニ依リマシテ自ラ字句ノ修正ヲス

ル次第アリマス、ソレカラ明治三十三年法律第七十七號ハ、是ハ臺灣ニ於ケル學校職員ノ退隱料等ニ關スルモノデアリマス、是モ唯今ノ日程第七ノ法律ノ改正ニ基キマス點ガ一點ト、昨年臺灣ニ於キマスル地方制度改正ニ因リマシテ地方税規則ガ廢止セラレマシテ、從ッテ此臺灣ニ於ケル制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、本案中ノ字句ノ修正ヲスル必要ガアル次第デアリマス、尙ホ又學校職員ト退隱料ニ付テ在職年數ヲ通算イタシマスル所ノ教官並ニ教育文官、是等ノ年數ニ付マシテ、從來ハ其實年數ヲ通算シテ居リマシタノデアリマスケレドモ、朝鮮ト同様ニ臺灣ニ於テハ在勤年數ニ付マシテハ加算年數ヲ計算スルガ至當デアルト存ジマシテ、朝鮮ト同様ニ改正ヲスル次第デアリマス、宜シク御審議ノ上ニ御協賛ヲ仰ギマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、第十ノ法案モ前ノ法案ト同ジク大正九年法律第十號中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十一、第十二ハ同一委員ニ付託セラレマシタカラ、兩案一括シテ委員長ノ報告ヲ煩ハシタイト考ヘマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十一、裁判所構成法中改正法律案、第十二、定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、松平伯爵

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

裁判所構成法中改正法律案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正十年三月十七日

右特別委員長

伯爵松平 賴壽

貴族院議長公爵徳川家達殿

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第八條第二項但書ヲ削リ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

外國語ノ通譯ヲ要スル裁判所及検事局ニ通譯官ヲ置クコトヲ得

第七十一條ノ二 前三條ノ規定ノ適用ニ付テハ判事又ハ検事タル資格ヲ有スル司法省各局長司法省參事官ノ在職ハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

第七十四條ノ二ヲ第七十四條ノ三トス

第七十四條ノ二 大審院長年齢六十五年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年齢六十二年ニ達シタルトキハ退職トス但シ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ五年以内ニ於テ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得

第七十九條第一項中「勅任又ハ奏任」ヲ「親任勅任又ハ奏任」ニ改メ同條第三項中「勅任檢事」ヲ「親任檢事」ニ改ム

第八十條ノ二 檢事總長年齢六十五年其ノ他ノ檢事ノ職ニ在ル者年齢六十二年ニ達シタルトキハ退職トス但シ司法大臣ハ五年以内ニ於テ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得

第八十八條中「書記長」ノ下ニ「及通譯官」ヲ加フ

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ判事又ハ檢事ノ職ニ在ル者ニシテ本法施行ノ日ニ於テ第七十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規定スル年齢ヲ超ユルモノ及本法施行ノ日ヨリ二十日以内ニ於テ其ノ年齢ニ達スルモノハ本法施行ノ日ヨリ二十日ヲ經テ退職スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ判事ニ付テハ第七十四條ノ二但書ノ規定ヲ、檢事ニ付テハ第八十條ノ二但書ノ規定ヲ準用ス但シ第七十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規定スル年齢ニ五年ヲ加ヘタルモノヲ超エテ在職セシムルコトヲ得ス

定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十七日

〔小字ハ特別委員ノ修正、ハ同削除ノ符號ナリ〕

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵松平頼壽君演壇ニ登ル〕

右特別委員長

伯爵松平 頼壽

○伯爵松平頼壽君 唯今日程ニ上リマシタ、裁判所構成法中改正法律案外一件ノ、特別委員會ノ經過及ビ結果ヲ御報告申上ゲマス、政府ニ向ヒマシテ第一ニ質問ヲ致シマシタゴザイマス、質問前ニ政府ヨリ説明ヲ聽キマシタ、

政府ノ説明ニ依リマスルト、本案ニ於テ裁判所構成法中改正ヲ加ヘタ重要ナル點ハ、即チ判事及ビ檢事ノ在職定年年齢ヲ定ムルコトガ第一、ソレカラ檢事總長ノ昇格、即チ是ガ第二デアリマス、其他ニ附屬イタシマシテ裁判所及ビ檢事局ニ奏任官タル通譯ヲ置クコト云フコトモゴザイマス、ソレカラ又控訴院判事、又ハ大審院判事ニナリマスルノ一定ノ年限、即チ判事檢事或ハ帝國大學法科教授、又ハ辯護士ノ職ニアルヲ必要トシマシタ、本案ハ之ヲ擴張シマシテ司法省、各局長及ビ參事官ノ在職年限ヲ其年限ニ加算スルト云フコトモ、加ヘテアルト云フノデアルト云フコトデアリマシタ、其説明ニ付マシテ

ハ、判事及ビ檢事ノ退職ノ定年年齢ヲ定メルト云フノハ、今マデモ構成法ニハ判事及ビ檢事ノ老朽又ハ職ニ堪ヘナイモノヲ罷メサセル法令ハゴザイマスノデアリマスガ、此度ハソレヲ年ニ依リマシテ、即チ六十三、六十五ト云フ年ニ切りマシテ、之ヲ退職サセルト云フ爲ニ是ガ出來タノデアリマス、其退職サセルト申シマスルノニハ、今マデハ前ノ法案ニアリマスル通り、控訴院又ハ大審院ノ判決ニ依リマシテ、ソレノ退職ヲスルト云フ規定ガアリマスガ、

ソレダケデハ未ダ十分ニ行カナイト云フ意味ニ於キマシテ此法案ヲ出シタル所以デアルト申スコトデアリマス、又檢事總長ヲ唯今マデハ親補官デアリマシタモノハ、此度ハ檢事總長ヲ親任官ニ致スト云フ意味ニ於テノ改正ノ規定

デゴザイマス、ソレト其他ニ時勢ノ進ムニ從ヒマシテ、通譯官ヲ置カンケレバナラヌ、其通譯官モ餘程良イ通譯官ヲ置ク必要ガアルト云フ意味ニ於テ、

奏任官ノ通譯官ヲ置キタイト云フ意味ニ於テ、是ハ改正シタノデアルト云フコトデゴザイマス、ソレカラ控訴院及ビ大審院ノ判事ニナリマスル年限ノコトニ付マシテ、司法省内ノ各局長及ビ參事官ノ在職年限ヲ其年ニ加ヘルト申シマスルコトハ、大審院及ビ控訴院ノ判事ニナリマスルニハ、一定ノ年限ガ

ゴザイマス、其一定ノ年限ニ達シマセスケレバナルコトヲ得ナイノデアリマ

スカラ、其間ニ於キマシテ司法省ノ局長、或ハ參事官ニナリマシタ者ハ自分ト同ジ判事ノ方ガ大審院及ビ控訴院ノ判事ニナラレルノニ、本省ニ這入ッタ爲ニ其年限ガ減ルト云フコトニナリマスレバ、初メ同等デアッタ者ガ同ジ位置ニ居ッタ者ガ、本省ニ這入ッタ爲ニ其判事ヨリ下ニ居ルト云フヤウナ傾キガアルカラ、ソレヲシナイ爲ニ此度斯ウ云フ條令ヲ入レタ次第アルト云フコトデゴザイマス、ソレカラ定年ニ關スル方ノ法律案ニ付マシテハ、昨年臨時議會ニ出マシタ法律案ト大體ニ於テハ同ジコトデアリマスガ、唯々違ヒマスノハ、規定中ニアリマスル裁判所構成法第七十四條ノ二、又ハ第八十條ノ二ニ規定スル年齢ニ達シタル後退職シ又ハ其官ヲ免ゼラレルト云フ此場所ガ昨年ト少シ違ッテ居ル譯デアリマス、其理由ハ定年ニ達シマシテ本法ガ施行サレマシタ其時ニ既ニ定年ニナリ、又ハ定年ヲ越シテ居ッタ者ハソコノ場合ニ於キマシテ直グ退職スルト云フコトニナリマスガ、退職イタシマス迄ノ司法省トシテ手續ハアルノデゴザイマスカラ、ソレハ唯今ノハ私ハ附則ノ所ト間違ヒマシタノデゴザイマスカラ、ドウゾ裁判所構成法云々ト云フコトハ御取消ヲ願ヒタク存ジマス、附則ニゴザイマスル所ノ本法施行ノ際ニ判事又ハ檢事ト申ス所ヲ申上ゲル積リデアリマシタノ私ハ間違ヒマシテ、ソレデゴザイマスカラ御取消ヲ願ヒタク存ジマス、二十日間ト申シマスルモノハ手續上ドウシテモ要ルコトデアリマシテ、其間ニ退職ノ手續ヲスルト云フコトニナルノデアルカラ、ソレヲ附ケタ所以デアルト云フコトデゴザイマス、ソレカラ唯今改メテ申上ゲマスルガ、昨年ノ法案ト違ヒマスルノハ退職シ又ハ其官ヲ免ゼラレ云々ト云フ場所ガ、昨年ノト少シ違ッテ居リマスル點ガゴザイマスサウデゴザイマス、ソレカラ此法案ニ付マシテ御質問ハ非常ニ澤山ゴザイマシタノデゴザイマスガ、速記録モ早く出來テ居リマシテ皆御熟讀ノコトト存ジマスカラ、會期切迫ノ時デゴザイマスカラ、是ハ大略申上ゲマシテ置キマスデゴザイマス、第一ノ御質疑ト致シマシテハ、憲法ニ牴觸スルヤ否ヤト云フコトガ一番數ノ多イ問題デ、御質問デゴザイマシタ、ソレカラ又構成法第八十條ニ檢事ノコトガ書イテアルガ、此法案ガ出來タ爲ニ檢事ハ今マデヨリハ非常ニ保障ニ付テ非常ニ強クナル、檢事ノ職ニ付テノ保障ヲ大變強クスルモノデハナイカト云フヤウナ御質問モゴザイマシタ、ソレカラ、又此七十四條ノ前ノ法案ト今度改正ニナリマシタモノトハ大シタ違ヒハナイ、唯年齢ガ付イタダケデアアルノデハナイカト云フヤウナ御質問モ出テ居リマシタ、ソレ

カラ又或方ハ、裁判所ダケニ此ノ定年法ヲ置イテ、裁判所以外ニ同ジヤウナ種類ノモノガ澤山アル、其方ハドウ云フ風ニスルデアラウカト云フ御質問モゴザイマシタ、又七十四條ノ二ニ於キマシテ、大審院長六十五、其他ノ判事ノ職ニアル者ハ六十三ト申シマスルコトニナリマス、良イ者ガ殘ルト云フコトモアラウト思フガ、又中ニハ却ッテ良イ者ガ出テ、惡イ者ガ殘ルト云フヤウナ結果ニナリハシナイカト云フヤウナ御質問モゴザイマシタ、又檢事總長ヲ親任官ニスルト云フコトニ付マシテ、他ニ一省ノ中ニ親任官ガ二ツモアル、又大臣ノ下ニ親任官ガアルト云フコトモ、ドンナモノデアラウカト云フヤウナ御尋モアリマシタノデゴザイマス、デ第一ノ憲法違反デアルカ、或ハ憲法違反デナイカト云フコトニ付テハ、御質問ノ御方ノ中ニモ一利モアリ一害モアル、利モアリ餘リ感心セス所モアルト云フヤウナ御説モゴザイマシタガ、政府ノ説明ニ依リマス、是ハ憲法ニ牴觸シテ居ラス、即チ速記録ニアリマス通り、官ト職ト云フコトノ問題ガ一番重カッタノデゴザイマス、質問ノ方ハソレデ措キマシテ、一昨日ニ於キマシテ、質問ヲ打切ッテ討議ニ移リマシタ次第デゴザイマス、討議ニ移リマスル節ニ、或委員ヨリ修正案ガ出マシタ、其ノ修正案ヲ申上ゲマスルト、此ノ改正法律案ノ中ノ、七十四條ノ二ノ中「但シ司法大臣ハ」ト申シマスル所カラ御終ヒマデヲ取りマシテ、但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムヘキモノト決議シタルトキハ其ノ期間滿了ノ時ニ於テ退職トス、斯ウ云フ修正案ガ出マシタ、ソレカラ八十條ノ二ノ中ノ但書ノ所ニ「但シ司法大臣ハ五年以内」ト申シマスル所ヲ「三年以内ノ期間ヲ定メ」ト修正ニナリマシタ、ソレカラ其結果附則ノ第三項ノ中「五年」ヲ「三年」ト直シタノデゴザイマス、ソレデ修正説ヲ出サレマシタ方ノ御理由ト致シマシテハ、控訴院又ハ大審院ノ總會ニ重キヲ置ク心持デ以テ之ヲ修正シタノデアアル、又五年ヲ三年トシタノハ、五年デハ長過ギルト云フ意味ニ於テ、三年位ナラ丁度宜カラウト云フヤウナ位ノコトデゴザイマス、即チ五年ニナリマス、此定年ノ規定ヲ決メタ意味ニ反シテ、少シ長過ギルト云フノガ、最モ長イト云フコトノ理由ニナッテ居ルヤウデアリマス、ソレカラ又第八十條ノ二項モソレト同様ノ意味ニ於キマシテ、五年ヲ三年トシタト云フコトデゴザイマス、此ノ修正説ニ賛成者ガゴザイマシテ、修正説ガ成立ッタモノト見マシテ、即チ修正説ヲ委員ノ御方ニ伺ヒマシタノデゴザイマスガ、委員ノ御方ニハ修正説ノ御反對、及ビ御賛成兩方アリマ

シタノデゴザイマスガ、其修正説ガ原案ニナリマシテ討議ニ移リマシタ時ニ、反對ノ御方ノ御理由トナサイマス所ハ、此法案ニ付テハ自分ハ憲法ニ違反シテ居ルヤウニ思フ、又憲法五十八條ノ二項ニ依リマシテ、「職ヲ免セラルルコトナシ」ト云フコトハ、政府デハ職ヲ官ト看做シテ居ルケレドモ、自分ハソレハ看做スコトハ出來ナイカラ、憲法ト少シ意味ガ違フテ違反デナイカト思フト云フヤウナ御説モゴザイマシタ、ソレカラ又構成法ノ七十四條ト今度ノ七十四條ノ二ト云フモノハ、大シタ變リガナイヤウニ思フ、ソレデアアルカラ前ノ方デモ宜イダラウト云フヤウナ御意見ノヤウニ私ハ伺ッタノデアリマス、又此法案ニ不賛成ヲスルト云フノハ、是ハ或委員カラデゴザイマスガ、構成法中ニモ隨分不備ナ點ガ多クアルト思フ、ソレ故ニ斯ウ云フ改正スルナラバ、構成法ヲモウ少シ改正ト同時ニ、之ヲ改正シテ見タラドシナモノデアラウカト云フヤウナ意味ニ於テ、私モ是ニハ賛成スルコトガ出來ナイト云フヤウナ御反對説ガゴザイマシタ、又賛成ノ御方ノ御意見ト致シマシテハ、憲法ニハ是ハ違反シテ居ラヌト云フ御意味ト、又定年法ヲ定ムルニハ、本邦人ノ年齢ガ凡ソ六十三、六十五ト云フ位ガ、即チ老齡ニ入ッタト云フ見地カラ見マシテ、大體ニ於テ是ハ宜イト云フ意味ニ於テ、之ヲ賛成スルト云フコトデゴザイマシタ、ソレデ委員會ノ結果ハ同數、賛成、反對同數デ、四人四人デゴザイマシタ、ソレデ採決ヲ致シマスルニ當リマシテ、私委員長ガ、採決イタサスケレバナラスコトニナリマシタノデゴザイマス、委員長モ賛成者ト同意見ノ意味ニ於キマシテ、修正ヲ致シマシタル此ノ改正法律案ニ賛成ヲ致シマシタ次第デゴザイマス、又同様定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案モ其意味ニ於キマシテ同様、私ハ委員長ガ賛成ヲ致シマシテ、一人多クナリマシテ賛成ガ通りマシテ可決イタシマシタ次第デゴザイマス、右御報告ヲイタシマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ通告順ニヨリマシテ發言ヲ許シマス

〔男爵池田長康君演壇ニ登ル〕

○男爵池田長康君 私ハ此改正案ニ對シマシテ、遺憾ナガラ反對ノ意見ヲ有スルモノデアリマス

〔副議長侯爵黒田長成君議長席ニ著ク〕

其反對イタシマスル大要ハ、多ク法律問題デアリマス、而モ其ノ法律問題ガ甚ダ複雑ナモノデアリマス、ノミナラズ本員ハ甚ダ辯ガ納デアリマス故ニ、

十分之ヲ闡明イタシマスル上ニ於キマシテ不十分デアラウト考ヘマス、諸君ニ於カレマシテモ御聽取リニクイ點ガ多カラウト思フノデ、甚ダ恐縮スル次第デアリマス、抑、此ノ構成法ノ改正案ガ出マシタノハ、去ル特別議會ノ時ニ於キマシテ既ニ出タノデアリマス、既ニ當時憲法ニ牴觸セルヤ否ヤト云フ點ニ付マシテ相當御審議ニナリマシテ、尙ホ特別議會ハ期間ガナカッタ爲ニ

〔議長公爵德川家達君議長席ニ復ス〕

審査未了デ、サウシテ此ノ本議會ニ再ビ御提出ニナッタノデゴザイマス、議員諸公ニ於カレマシテモ相當ニ御注意アッタ法案ト考ヘマスガ、又是ハ院外ニ於キマシテ法曹界ニ於キマシテモ、相當論議サレマシタ、殊ニ注意ヲ引イテ居ル所ノ問題デゴザイマスガ故ニ、本員モ此席ニ於キマシテ反對意見ノ一ツヲ申述ベテ置ク必要ガアラウト固ク信ズルノデアリマス、私ノ此改正案ニ對シマシテ反對イタシマスル所ノ理由ハ先ツ三ツアルノデアリマス、唯今委員長ヨリ御報告ニナリマシタガ、其中多少意味ヲ御取違ヘニナツテ御報告ニナツテ居ル點モアリマスガ、私ハ先ツ第一ニ憲法ニ牴觸セリト云フ意見ヲ有ツテ居タ、ソレカラ第二ニ此法律ソレ自體構成法其モノニ於テ非常ニ混亂ノ状態ニアル、ソレニ更ニ混亂ノ状態ヲ加ヘル、斯ウ云フ法デアアルカラニ是ハイケナイ、尙ホ第三ニ内容實質ノ問題ニ付テ多少意見ガ違フノデアリマス、ソレデ大體論ト致シマシテハ既ニ此席ニ於キマシテ仲小路君ヨリ御質問アリ、又總理大臣ヨリ御答辯ガアッタノデアリマス、是ハ大體論トシテ殆ド盡キテ居ルノデアリマス、併ナガラ總理大臣ノ御答辯モ是ハ法律家トシテノ御答辯デハナカッタノデアアル、然ニ是ハ法律ノ見地カラ解釋シナケレバナラス、専門的ノモノデアリマスガ故ニ尙ホ政府ノ専門的答辯ヲ必要トスル次第デアッタノデアリマス、尙ホ委員會ニ於キマシテ大木法相ヨリ此ノ大體論ヲ御説明ニナリマシタガ、常識論トシテ洵ニ立派ナル御議論ガアッタノデアリマス、ケレドモ如何セシテハ常識論デアッテ、又大局カラ見ラレタ議論デアッテ、現行法解釋ノ議論トシテハ聊カ不十分デアラウ、ドウシテモ是ハ専門的ナ一ツ御説明ヲ得ナケレバナラス、其處ニナリマシテ詰リ政府委員ノ御説明ハ畢竟憲法第五十八條ノ二項ニアリマス職ト云フコトヲ官ト讀マナケレバナラスト云フ結論ニ來ルノデアリマス、サウシテ我々ノ議論ハ詰リ文理解釋ニ依リマシテ、職ハ職ト讀ムト云フコトハ是ハ當然デアアル、又論理解釋ニ依リマシテモ是ハ仲小路君ヨリ御話ニナツタヤウニ、既ニ官ヲ保障スルト云フコトハ意味ヲナサナイ、

職ヲ保障シナケレバ所謂憲法保障ノ意味ガ立たナイ、此御議論ハ私ハ正々堂
堂タル御議論デアラウト思フ、此御議論ヲ打消スニハ更ニソレ以上ノ又立派
ナル根據ノアル所ノ理由ヲ以テ此説ヲ打崩サナケレバナラス、ソコデ此説ニ
打勝ツベキ所ノ説ガ果シテ政府ニ御アリデアルヤ否ヤ、私ハ初メ此委員會ニ
列席シマスル時ニ於キマシテ、公平ナル立場ニ於テ、成ベク憲法違反ニ非ズ
ト云フヤウニ行ケルヤウニト云フコトヲ、私ハ希望シタノデアリマス、其處
デ政府委員ニ對シテモ是ヨリ以上ノ立派ナル理由ヲ付セラレムコトヲ希望シ
テ質問ヲ致シタノデアリマス、所ガ之ニ對シマスル所ノ御説明ハ、先ヅ職ヲ官
ト讀ムト云フ御説明ニ付マシテハ、大要ニツニ分レテ御説明ニナツテ居ル、ソ
レハ第一ハ憲法義解ノ疏註ニ依テサウシテ論ゼラレルノガ一ツ、次ニハ憲法
制定當時ニ於キマシテ職又ハ官ト云フコトノ國語ノ一定セザルコト、混用セ
ラレタルコト、此事實ヲ擧ゲラレタノデアリマス、サウシテ第三ト致シマシテ
是ガ最も政府委員ト致シマシテハカヲ入レタル有力ナル點ト御信ジニナツテ
御主張ニナツタ點デゴザイマスガ、ソレハ所謂憲法第五十八條第二項ノ適用ス
ル結果カラ、是ハ免官デアアルト云フ御推論ヲセラレテ居ルノデアリマス、此最
イテアルコトハ免官デアアルト云フ御推論ヲセラレテ居ルノデアリマス、所デ之
後ノモノヲ非常ニ有力ナモノトシテ御主張ニナツテ居ルノデアリマス、所デ之
ニ對シマシテハ反駁ヲ致サナケレバナラスコトハ、ソレニ付テ十分信ズルコ
トハ出來ナイノデアリマス、憲法義解ノ點ニ付マシテハ、是ハ成ホド退職ノ
老退ノ規定ハ法律ニ何トカ云フコトガ憲法義解ニ書イテゴザイマス、之ニ付
マシテハ憲法義解其モノ、意義ガ、政府委員ノ言ハレル意義デ果シテアルヤ
否ヤト云フコトニ早ヤ疑ガアル、其點ニ付マシテハ當時特別委員會ノ第二回
目デアリマシタカ、速記録デハ第二號デゴザイマスカ、之ニ於キマシテ湯淺君
ガ之ニ對スル解釋ニ對シテ政府ノ解釋ト違フト云フ解釋ヲシテ居ラレタノデ
アリマス、私ハ之ニ對シテ同感デアリマス、唯今之ヲ私ハ述ベル必要ガアラ
ウカト考ヘマス、ケレドモ既ニ速記録ニ於テ十分ニ出テ居リマス、尙ホ湯淺
君ヨリ後デ反對御演説モアルヤウデゴザイマスカラ、私ハソナ精シイ點ハ
御譲リシマシテ省略イタシマス、ケレドモ既ニ憲法義解其モノニ對スル點ガ、
政府ト我ト又違ッテ居ルノデアリマス、況シテ是ハ伊藤公ノ著サレタモノデ
アリマスガ、是ハ寧ロ伊藤公ハ立法者トシテノ御考デアリマセウガ、併シ立
法者ノ手カラ既ニ法ガ、手ヲ離レテ……立法者ノ手カラ離レテ茲ニ客觀的ニ

存在スル、詰リ獨立デ存在スル場合ニ於テハ、立法者ノ考ト云フモノト此法
ノ解釋トハ別個ノモノデアアルノデアリマス、理論的ニ……故ニ法ヲ解釋スル
場合ニ於テハ、立法者ノ意思ヲ參考ニハ勿論シナケレバナリマセウケレドモ、
法ノ解釋ハ法自體カラ解釋シナケレバナラス、故ニ假令政府委員ノ言ハレル
ヤウニ、此ノ老退云々ト云フ如キコトガ今度ノ改正案ノヤウナモノデアアル、
故ニ既ニ立法者ガサウ認メテ居ルデヤナイカ、ト云フ御解釋ガ假ニ眞ナリト
致シマシテモ、此ノ立法者ノ意思ヲ以テ、直ニ法自體ヲ解釋シテ行カウト云
フコトハ、マダ私ハ十分受取ルコトガ出來ヌノデアリマス、ソレカラ第二ノ
所謂職ト官トノ混用ノ點デアリマスガ、成程職ト官ヲ混用シタ所ノ事實ハア
ルノデアリマス、ケレドモ又當時職ヲ職ト立派ニ書キ、官ヲ又官ト立派ニ書
イテ居ルモノモアル、チャント區別ガ付テ居ルモノモアリマスカラ、當時
之ヲ混用シテ居ッタカラ、憲法第五十八條第二項モ亦混用セルモノト云フ推定
ハ出來ヌノデアリマス、是モ矢張參考資料タルニ過ギナイノデアリマス、
ソレカラ政府委員トシテ最モ力ヲ入レラレタ此ノ憲法第五十八條第二項ノ適
用ヲシテ見タラバ能ク分ルデヤナイカト云フ御説デアリマス、成程是ハ御尤、
詰リ刑法ノ宣告ト云フ結果ハ詰リ官吏タル身分ト相容レナイノデ、刑法ノ
宣告ノ結果ト云フコトハ官吏タル身分ト相容レナイ、詰リ官ヲ罷メテ置イ
テサウシテ職ダケ退カシメテ行クト云フ結果トハ相立タナイノデアリマス、
刑法ノ宣告ニ依リマスルナラバ必ズ官ノ身分ヲ剝奪シテ仕舞フト云フコトニ
ナルノデアリマスカラ、職ト云フコトヨリモ官デアアル、詰リ免職デ免官デア
ル、斯ウ云フ風ニ御解シニナルノデアリマス、是ハ一應御尤ナ御説デアリ
マス、ケレドモ又憲法第五十八條第二項ニハ懲戒處分ト云フコトガアル、政
府委員ニ於カレマシテハ懲戒處分モ同様ダト仰セニナリマスガ、成程懲戒處
分ハ現行法ニ於テハ退職ト云フコトハ、懲戒處分ニハアリマセウ、ケレドモ
懲戒處分ト致シマシテ是ハ退職ヲ命ズルコトモ出來ル、退職處分ヲ此ノ懲戒
處分ノ規定ノ中ニ入レルコトモ出來ル、若シサウ致シマスルナラバ、將來退
職處分ガ此ノ懲戒處分ト云フモノノ中ニ加ハリマスルト、政府ノ御説ハ直
ニ破ラレルノデアリマス、サウシテ元來此ノ憲法第五十八條第二項ト云フモ
ノハ左様ニ讀ムベキモノデハナイ、是ハ憲法ニ於テ行政權、或ハ立法權ニ依
テ濫ニ司法權ニ侵害ヲ加ヘナイト云フ精神デアリマシテ、ソレノ反語ガ之ニ
現レテ居ルノデアアル、決シテ免職、免官、職ヲ免ズルノハ懲戒處分ニ依ル、

満足シタ御回答ヲ得テ居ラスノデアリマス、尙ホ茲ニ此ノ改正案ト直接ノ關係アルベキ問題ガ一ツアルノハ、此檢事ノ場合ニ於キマシテノ規定デアリマス、元來檢事ト判事トノ保障ノ規定ガ、判事ノ規定ハ裁判所構成法ニアルノデアアル、所ガ檢事ノ規定ハ構成法ノ第八十條ニ一ツアリマシテ、サウシテ裁判所構成法施行條例ト云フ、別箇ノ法律ノ第二十一條ニ於キマシテ此判事ニ對スル所ノ保障ヲ適用スルト書イテアル、是ハ既ニ適用ト云フ文字ガ私ハハヤ間違ッテ居ルト思フ、適用デナケレバナラス、ケレドモ適用ト書イテアル、ソレハ僅カナコトデアアルカラ宜シイガ、之ヲ適用スト書イテアル、ソレデ判事ノモノハ構成法ニアリマスルガ、檢事ノモノハ裁判所構成法施行條例ニ於テ掲ゲテアル、所ガ今度ノ改正案ヲ見マスルト、八十條ノ二ト云フモノガ出テ居ル、是ガ又妙ナ關係ニナリマシテ、大抵ノモノハ此判事ノモノヲ適用シテ來ルノデアリマスガ、此適用ダケハ別箇ノ八十條ノ二トシテ加ハルノデアリマス、是ガ非常ニ複雑ニナッテ居リマスガ、餘リ論議ハ致シマセヌ、唯事實ダケヲチヨット此所デ申上ゲテ置キマス、裁判所構成法施行條例ノ第二十一條ニ於キマシテ、「裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス」斯ウアル、之ヲ適用イタシマスルト、是ハ準用デアリマスルガ、サウ致シマスルト詰リ第七十四條カラ七十五條ヲ準用イタシマスルカラ、詰リ七十四條ニハ、判事ノ身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職ヲ執ル能ハザル云云ト云フ規定ガアル、是ハ此ノ施行條例カラ準用サレテ檢事ノ身分ニ及ブノデアリマス、所ガ今度七十四條ノ二ト云フモノニ改正案ガ出來ルノデアアル、サウスルト此ノ施行條例ガアレバ何モ八十條ノ二ガナクテモ、此ノ施行條例第二十一條デ直ニ是ハ用キラレテ來ル、何モ八十條ノ二ト云フモノハ必要デナイ、又多少今度ノ修正案ニ依レバ違ッテ來タカラ必要ガアルト致シマシテモ、單ニ檢事ノ身分保障ニ付テハ、構成法ニアッテ見タリ、施行條例ニアッテ見タリト云フコトニナリマシテ、現行法ニ於テ既ニ非常ナ混雜ヲシテ居ル所ヘ、更ニ又一層混雜ヲ來スベキ是ハ法案デアアル、故ニ此法案ヲ假令憲法違反ニ非ズト致シマシテモ、今度ノ場合ハモウ少シ能ク審査シテ、モウ少シ訂正ヲシテ出サルベキガ當然デアラウト考ヘルノデアリマス、是ハ概略ヲ申述ベタノデアリマスガ、此點ニ付マシテハ、政府委員ニモ聊カドウモ是ハ合點ノ行カヌ所アルノデアアルト云フ御話モアリマシタ、尙ホ過日委員會ニ於キマシテ、板倉子爵モ之ニ付テハ混雜シテイケナイ所モアル、併シ是ハ中々大仕事

デアアルカラ、先ヅ將來ソレハスルトシテ、此案ハ一ツヤラナケレバナラヌト云フ御説デアリマシタ、ガ併シ、現行法デ此ノ改正案其モノニ關係ガナケレバ宜シイノデゴザイマス、ソレハ改正案ニソレガ關係ガアルナラバ、此所デ直シテ行クト云フコトガ私ハ素直ナモノデアラウト信ズルノデアリマス、ソレカラ先ヅ法律論モ大體ノ所ヲ申述ベマシテ、ソレカラ實質ノ問題デアリマス、併シモウ既ニ私ハ憲法ニ牴觸セリト云フ解釋ヲ持チ、又構成法トシテモ、對シテ反對シテ居ル、故ニ實質ノ問題ニ最早觸ル、必要モナイト考ヘマスガ、既ニ今度ノ改正案ニ依リマシテ、果シテ新陳代謝ノ實ガ行ハル、ヤ否ヤラ、此點ニ付マシテハ私ハ大ニ疑フ持ツ、詰リ六十三歳迄ハ保障サレルコトニナルノデアリマスカラ、是迄ハ皆保障ガアル者デモ、此所迄ハ務メテ行クト云フ結果ニナリマシタノデアリマス、果シテ政府ノ言ハレル新陳代謝ヲ行フト云フコトニ合致スルヤ否ヤ、私ハ大ニ疑フ者デアリマス、次ニハ又此ノ定年法ヲ設ケテ、サウシテ自然茲ニ淘汰ヲ行ッテ行カウト云フ御考モアルカモ知レマセヌガ、既ニ知識の上流ノ人、所謂知識の上層ノ人ハ、此衰ヘルト云フ程度ハ決シテ普通ノ人ノヤウナモノデハナイ、知能ヲ働カス人ハ中々老衰ノ境ニハ中々立入ルモノデナイト私ハ考ヘルノデアアル、尙ホ自分ハ此老人ノ御方ガ益、活動シ、又一方ニ於テハ時代ニ遲レヌコトヲ努メルモ當然デアアルガ、此經驗ト云フモノニ對シテハ、私ハ相當ノ敬意ヲ拂ハナケレバナラヌト思フ、之ニ付マシテ聊カ私ノ理想論デアリマス、實際ノ問題トハ違フカモ知レマセヌガ、私ハ長者ニ對スル敬意、竝ニ長者ニ於テ非常ニ働イテ貰フ、是ハ所謂經驗アルト云フコトヲ尊重シナケレバナラヌト云フ私ノ理想的見地カラ、聊カ實際問題トハ離レテ居リマスケレドモ、此點ニ付マシテ、已ニ私ノ理想ト合致シナイノデアリマス、最早此點、內容實質ノ點ニ於テハ私ハ多ク觸レルコトヲ要シナイト思フノデアリマス、最後ニ當時委員會ニ於キマシテ修正意見ガ出タノデアリマスガ、之ニ對シテ相當敬意ヲ拂ヒタカッタノデアリマス、已ニ最早コレガ憲法ニ牴觸セザルヤウナ所謂修正デゴザイマスレバ、我々ハ大ニ之ヲ直ニ之ヲ研究スルノデアリマスケレド、此修正タルヤ我々ノ謂フ所ノ憲法ニ牴觸シテ居ル、デゴザイマスカラ私ハ之ニ對シマシテ敬意ヲ拂ヒマシタケレドモ、我々ノ憲法違反ナリト云フ説ニ付マシテハ矢張執ッテ動カナイモノデアリマス、時間モ參リマシタカラ私ノ議論ノ大要ヲ申述ベマシテ……

洵ニ御聴キヅラカッタラウト存ジマスガ、コレデ私ハ……

○議長(公爵徳川家達君) 此際休憩ヲ致シマシテ、午後二時三十分ヨリ開會ヲ致シマス

午後零時二分休憩

午後二時四十五分開議

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ午後ノ會議ヲ開キマス——板倉子爵

[子爵板倉勝憲君演壇ニ登ル]

○子爵板倉勝憲君 私ハ唯今上程ニナツテ居リマスル裁判所構成法中改正法律案、即チ所謂定年法ニ付テ極メテ簡單ニ賛成ノ意見ヲ一言申上ゲタイト考ヘマス、元來憲法第五十八條ノ規定デ裁判官ノ獨立ノ保障ト云フモノガ明記サレテ居ル、即チ裁判官タル者ハ行政官ノ爲ニ進退ヲ左右セラル、ト云フ虞ガナイヤウニ、其獨立ヲ保障ラスル爲ニ此憲法ノ規定ガ出來タ次第デアツテ、從ツテ之ニ關聯スル裁判所構成法、其他刑事懲戒令ト云フヤウナ諸種ノ法律規則モ皆此ノ裁判官ノ獨立ノ保障ト云フ意味ニ於テ規定サレテアルモノト私ハ信ズル者デゴザイマス、即チ裁判官ノ獨立ト云フコトハ、單ニ其官ヲ保障スルト云フノミナラズ、併セテ其職ヲ保障スルト云フコトガ、是ガ重大ナル要點デアルト思フ、反對論者ノ所謂、官ノミヲ保障シテ職ヲ保障シナイト云フコトハ、即チ其形ヲ奪ハナイト云フコトニ止マツテ其實ヲ奪フト云フモノデアルカラ是ハイカスト云フ御話ハ、至極尤ナ御話デアアル、是ハ此憲法ノ規定ノ、或ハ構成法其他ノ法律ノ規定ハ悉ク其官ヲ保障スルト同時ニ、其職ヲ保障シテ居ルモノダラウト考ヘマス、併ナガラ此獨立ノ保障即チ官職ノ保障ト云フコトハ、如何ナル場合ニ於テモ一遍裁判官ニナツタ者ハ其官ヲ奪ハナイ、一遍裁判官トシテ其職ニ當ッタ者ハ其職ヲ奪ハナイト云フ譯デハナイノデアアル、即チ憲法ノ規定ニ於キマシテモ、或ハ刑法上ノ——刑法ノ處罰ヲ受ケタ者デアルトカ、或ハ懲戒令ニ會ツタト云フヤウナ者ハ、其職ヲ奪フト共ニ官モ奪ハナケレバナラヌ、又裁判所構成法ノ規定スル如ク、身體精神共ニ衰弱シテ其職ニ堪ヘナイト云フ者ハ亦其職ヲ奪フ、是ハ官ヲ奪ハナイデ其職ヲ奪フト云フコトモ是ハ當然デアアル、憲法ノ保障及ビ其他法律規則ノ所謂裁判官ノ獨立ノ保障ト云フコトハ、斯ル總テノ場合ニ於テ決シテ官職共ニ奪ハシメ

ナイト云フ保障デハナイノデアルト私ハ考ヘルノデアアル、ソコデ此度此ノ裁判所構成法中ノ改正法律案、即チ定年制ヲ設ケテ判檢事、特ニ裁判官ノ六十五、或ハ六十三ニナレバ當然老齡ニ傾イタ者トシテ、其職ヲ奪フト云フ規定ガ、果シテ必要デアルカナイカト云フコトガ第一ニ問題ニナルダラウト思ヒマス、先ヅ日本人ノ全般カラ考ヘテ見マスルト、六十五、六十三ト云フコトハ老齡デアツテ、所謂浩瀚ナル裁判所ノ裁判ノ關係書類ヲ讀ムトカ、或ハ其他此ノ身體上ニ於テモ檢證ニ方々ハ山ニ登タリ村ヘ出カケルト云フヤウナコトニモ非常ニ堪ヘ難イモノデ、又檢事トシテハ隨分捜査ナドニ深夜ニ及ンデ方々ヘ出カケルト云フコトハ堪ヘ難イト云フコトハ、是ハ日本人ノ一般ノ年齡カラ云フト當然ノコトデアラウト存ジマスガ、一般ハサウデアアルカモ知レマセスケレドモ、六十五ニナツテモ、七十ニナツテモ、或ハ七十ヲ越エテモ、立派ナ大審院長ト云フガ如キ、檢事總長ト云フガ如キ職務ハ勤マルデハナイカ、斯ノ如キ人ガ少ナクナイ場合ニ於テ、之ヲ六十五、六十三ト云フヤウナ年齡ヲ法律上ノ擬制ヲ以テ、法律上ノ「フイクション」デ其年數ヲ切ツテ仕舞フト云フコトハ、甚ダ不條理デアルト云フヤウナ御説ガゴザイマスケレドモ、元來法律ノ規定ト云フモノハ或場合ニ於テハ一ツノ法律上ノ「フイクション」ヲ決メルト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ザルコトデアラウト考ヘルノデアアル、例ヘバ民法ノ成年ノ規定ニ於テモ二十歳ヲ以テ之ヲ定メル、或ハ選舉法ナドニ二十五以上ノ者ガ初メテ選舉權ヲ持ツト云フヤウナコトハ、是ハ法律上ノ擬制デ已ムヲ得ナイコトダラウト思フ、之ヲ事實ニ考ヘテ見マスレバ、二十一ガ二十二デアツテ立派ニ三十、四十、五十ノ人ノ學識ナリ見識ノアル人モアル、又十八九デ決シテ後見人ノ援助ヲ受ケナクテモ、立派ニ自己ノ所有權ヲ行使シ處分スルコトガ出來ル人ガ澤山アルノデアアル、是ハ法律上ノ擬制デアツテ、其例外ト云フモノハ是ハ已ムヲ得ナイコトト見ナケレバナラヌト思フノデアリマス、斯ウ云フ次第デアリマスルカラシテ、今日ノ場合殊ニ段々裁判官ノ人數モ多クナリ、檢事ノ人數モ多クナル、其人數ガ段々殖エルニ從テ已ムヲ得ズ法律上ノ擬制ヲ作ツテ斯ノ如ク其職ヲ奪ヒ、老齡ニ達シタル者ノ職ヲ奪フト云フコトヲ規定スルノハ、時勢ニ從テ已ムヲ得ナイコトダラウト思ヒマス、是ハ判事ノ數、檢事ノ數ナド非常ニ少ナイ時代ニ於テハ、サウ云フ必要モ或ハ無イカモ知レマセヌガ、段々世ノ中ガ進歩シ、裁判事務ガ餘計ニナツテ裁判官ノ數モ殖エ、檢事ノ數モ殖エルト云フ今日ニ及ンデ、已ムヲ得

ズ斯ノ如キ法律上ノ「フイクシヨ」ヲ作ツテ、ソレデ以テ或人ノ職ヲ奪フト云フコトハ、是ハ時勢ニ順應シテ已ムヲ得ナイ私ハ制度デアラウト思フノデアリマス、斯ウ申シマスルト、次ニ起ル問題ハ是ハ憲法違反ニアラズヤト云フ問題ニナツテ來ル、先ホド池田男爵カラ是ハ憲法違反ノ嫌ガアルト云フ反對説ガゴザイマシタガ、遺憾ナガラ時間ガ少ナカッタト云フ點デアッタゴザイマセウ、池田サンノ御説ハドウモ徹底シナイヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、是ハ特別委員會ナドニ於テ屢、論議サレタ點デ、私ハ明瞭ニ是ハ憲法違反ニアラズ、斯ウ信ズルモノデアアルノデゴザイマス、憲法第五十八條ノ第二項ニ於テ所謂職ヲ免ズルコトナシトアル、職ト云フコトト官ト云フコトハ別デアアル、今日ノ法律ヲ制定シマスル時デハ、成ホド職官ト云フモノハ、別々ニ用キタデアリマセウ、此ノ憲法制定時代ニ於テハ、官、職ノ區別ガ無カッタト云フコトヲ云フノガドウモ是ハ正當ノ解釋デヤナイカト考ヘル、殊ニ憲法第五十八條ノ二項ニ職ト云フコトハ、ソレハ職ニアラズシテ官デアアルト云フコトハ、最モ明瞭ナコトデアアルト私ハ考ヘル、之ニ付テ殆ド反對論ノ價値モ無イコトデアルト思フ、此コトハ別ニ詳シク申シマセヌデモ、先ホド池田サンノ御説ニ於テ之ヲ逆ニ讀メバ確ニ明瞭デアツテ、判事、所謂裁判官ガ刑法ノ罪ヲ犯シテモ、假ニ懲役ニナツテモ、其職ヲ奪ハレルダケノ話デ官ハ奪ハレヌ、矢張日本ノ裁判官デアアルト云フコトハ、迎モ想像ノ出來ヌ話デアアル、此ノ憲法第五十八條ノ第二項ノ職ト云フ文字ヲ官ト解釋スルコトハ、殆ド私ハ疑ヲ容レル餘地ガ無イノデアアル、當然是ハ官ト解スベキモノデアラウト考ヘルノデアリマス、先ホド池田男爵ハ憲法ハ矢張其文字ノ通り、五十八條ノ意味ハ文字ノ通りニ讀ムベキモノデアアル、唯其言葉ダケノヤウニ聞キマシテゴザイマスガ、文字ノ通りト云フコトハ其當時職ト官トヲ混用シテ、官ニモ使ヒ職ニモ使ッタト云フ時ノ意味デ眞直ニ讀メト云フ御説デアアルノカ、或ハ今日ノ如ク官ト職トヲ區別シテ用フル時、職ト云フモノト官トハ別デアアルト云フ風ニ讀ムノガ正當デアルト云フ御説デアッタカドチラカ私ハ分リマセヌガ、私達ガ確信スル所ハ到底此職ト云フモノヲ官トハ讀メナイ、今日ノ意味ニ於テ官トハ讀メナイ、職ト區別シタ官ト云フ字トハ讀メナイト斷言シテ差支ナイト考ヘルノデゴザイマス、詳シク細カイコトヲ申上ゲルコトハ致シマセヌカラ、極メテ簡單ニ申シマスガ、此ノ定年制度ヲ設ケル六十五、六十三ト云フ定年ヲ設ケテ、ソレ以上ノ人ヲ或例外ヲ除ク外ハ奪フト云フコトハ、外ノ法ト差支ヘハセヌカ、

或ハ同様ニ終身ノ保障ガアル行政裁判所評定官デアルトカ、會計検査院ト云フヤウナモノトドウ云フ權衡ヲ探ルカト云フヤウナ御論モアルヤウデアリマスガ、是モ私ガ先ホド申シタ通り若シ裁判官、判事檢事ト云フヤウナモノノ數ガ極メテ少ナイ場合ニ、私ハ又斯ウ云フ法律上ノ擬制、所謂「フイクシヨ」ヲ設ル必要ハナイト思ヒマスケレドモ、今日ハ段々其數ガ多クナッタカラ此制度ハ必要ヲ感シタ、然ニ外ノ官廳ニ於テハマダ其人數ガ多クナイ、從ツテ斯ノ如キ法律上ノ擬制ヲ設ケル必要ハ無イ、其行末段々終身ノ保障ノアル官吏ヲ有スル官廳ガ段々事務ガ擴ガツテ、ソレモ澤山人ガ出來テ來タト云フ場合ニ、當然又ソレニハ法律上ノ擬制ノ制度ヲ置ク所謂定年法ヲ置クト云フ必要ガアルダラウト考ヘマスガ、現在ニ於テハ斯ノ如キ必要ガ無イ、之ニ反シテ此ノ人數ガ極メテ多イ、陸軍ノ如キハ矢張此度ノ定年法ノ如ク、大將ガ幾ツ、中將ガ幾ツ、少將ガ幾ツ、或ハ其レ以下ノ佐官尉官ハ幾ツ幾ツト云フ風ニ、停年法ガ設ケテアルノモ、矢張同様ノ趣意ニ外ナラヌデアラウト私ハ考ヘルノデアリマス、ソレカラ最後ニ但書ヲ修正シマシタ理由ヲ一言申述ベテ置キタイノデゴザイマスガ……何レ又湯淺君ノ有力ナル反對論ガアルカモ知レマセヌガ、私ハ簡單ニ是ダケヲ申上ゲテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 湯淺倉平君

〔湯淺倉平君演壇ニ登ル〕

○湯淺倉平君 私ハ唯今議題トナツテ居リマスル、裁判所構成法中改正案ハ、先ニ池田男爵ノ述ベラレマシタ通りニ、憲法違反ナリト信ズル者デアリマスルガ故ニ、此法案ヲ否決イタス即チ第二讀會ニ移スベカラズト云フ意見ヲ述ベタイト考ヘルノデアリマス、從ツテ之ニ附帶イタシマスル所ノ退職判檢事ノ恩給ニ關スル法律案ヲモ、是亦第二讀會ニ移スベカラズトスル意見ヲ述ベヤウト致スノデゴザイマス、先ニ裁判所構成法中改正案ガ憲法違反デアルト云フコトニ付マシテハ、池田男爵ヨリ詳細ニ條理整然タル御意見ノ御陳述ガゴザイマシタ、之ニ對シテ唯今板倉子爵ノ憲法違反ニアラズト云フ反對ノ御意見ヲ承ツタノデゴザイマスガ、實ハ板倉子爵ノ御意見ハ、其根據ガ何レニアルカヲ了解イタスノニ甚ダ苦ミマシタノデゴザイマス、子爵ハ劈頭ニ本案ハ憲法違反ニアラズト云フ御論斷ヲナサルカト考ヘマシタ所、憲法第五十八條ノ規定ハ裁判官ノ官ノミヲ保障スルモノニアラズシテ、官及ビ職ヲ共ニ保障スルモノナリト云フ御意見ノヤウニ伺ハレマシタノデアリマス、其邊ヲ承

リマスト、恰モ我々ノ主張ト御同感デアアルヤニ伺ヒマシタ所、言葉ヲ轉ジテ申サレルニ、定年制ハ必要ナ規定デアアル、法律ノ擬制ハ已ムヲ得ナイモノデアアルト云フ實質上ヨリ本案ノ必要ナルコトヲ御論ジニナリマシテ、更ニ轉ジテ憲法第五十八條二項ノ規定ハ職ト云フ文字ガ使ッテアルケレドモ、是ハ官ト讀ムベキモノナリト云フ御意見ヲ御述ベニナリマシタ、其根據トシテハ僅ニ刑法ノ宣告及ビ懲戒ノ處分ナルモノハ必ズ官ヲ奪フモノデアアル、職ヲ殘シテ官ノミヲ奪フト云フ處分ハナイノデアアル、故ニ憲法第五十八條第二項ノ職ト云フ文字ハ、文字ハ職ト云フ文字ガ使ッテアルケレドモ、之ヲ解スルニハ官ナリト解セザルベカラズ、斯様ナ御論旨デアッタヤウデアリマス、憲法違反ニアラズト云フ板倉子爵ノ御議論ノ根據ハ私ノ伺ヒマシタ所デハ、唯一點是アルノミデアリマシタ、而シテ子爵ハ更ニ申サル、ニハ、他ノ官ニ對シテハ定年制ノ規定ヲ設ケルノ必要ガナイノデアアル、何トナレバ裁判官ノ如ク多人數デナイ、少人數ノ官府ニ對シテハ定年制ノ規定ヲ設ケル必要ハナイ、併ナガラ人數ノ多イ所ニハ此必要ガアルト云フコトヲ述ベラレマシタ、其他ノ一例トシテハ陸海軍ニハ多數ノ將校ガアル爲ニ、是ニハ矢張停年制ノ規定ガアル、同ジ理由ヲ以テ裁判官ニ對シテ定年制ヲ設ケルト云フコトハ不思議ハナイデハナイカ、斯様ナ御説ヲ拜聽イタシマシタノデアリマス、之ニ付マシテ逐一子爵ノ御説ニ對シマシテ、反對ノ意見即チ本案ハ憲法違反ナルコト疑ナシト云フ點ニ付マシテ、先ニ池田男爵ノ御述ベニナリマシタ點ハ、出來ルダケ重複ヲ避ケテ御清聴ヲ煩ハシタイト考ヘマス、私共考ヘマスノニ、憲法ノ第五十八條二項ノ設ケラレマシタ精神ハ何レニアルカト考ヘマスレバ、申ス迄モナク裁判官ノ地位ノ獨立ヲ保障スル、裁判ノ公正ヲ維持スルト云フコトノ必要アルガ爲ニ、憲法ニ此明文ガ設ケラレタモノニ外ナラヌト考ヘルノデアリマス、若シ憲法第五十八條二項ガ單ニ官ナル空名ヲ保障スルノミデアルト致シマシタナラバ、憲法ノ規定ニ依テ裁判官ノ地位ノ不羈獨立ナルコト、裁判ノ公正ヲ保持スルト云フコトガ、果シテ出來ルノデアリマセウカ、子爵ハ御述ベニナリマセヌデゴザイマスガ、政府當局ハ前議會ニ於キマシテハ、本案ガ憲法違反デナイト云フ唯一ノ御論據ハ、伊藤公ノ憲法義解ニアッタノデアリマス、此ノ伊藤公ノ憲法義解ハ如何ナルコトヲ述ベラレテ居ルカト云ヒマスト、其前段ニ於テハ裁判官ノ地位ノ獨立、裁判ノ公正ヲ保持スルコト、裁判官ヲシテ威武ニ屈セシメズ富貴ニ淫セシメナイト云フ、公正ノ態度ヲ執ラシメル

爲ニハ、其職ヲ保障スル必要アリト云フコトヲ前段ニ明カニ書カレテ居ルノデアリマス、此前段ノミヲ見マステバ伊藤公ノ憲法義解ハ我々ノ主張ト一致イタシテ居ルノデアリマス、但シ其後段ニ於キマシテ反對論者ノ取ッテ以テ金科玉條トセラレル所ノ疑義アル文字ガ用ヒテアルノデアリマス、ソレハ「停職、非職、轉任、老退ニ於ケル詳節ハ總テ法律ノ掲クル所タリ」ト云フコトガ書イテアリマス、此老退、老イテ退クト云フ文字ガアリマシテ、其精シキ事柄ハ總テ法律ノ掲ゲテアル所デアアル、「掲クル所タリ」ト斯様ニ伊藤公ノ憲法義解ニアルノデアリマス、此文字ヲ捉ヘテ反對論者ハ伊藤公モ裁判官ノ一定ノ年齢ニ達スレバ退職トナルベキ規定ヲ設ケルコトヲ差支ナイト云フコトヲ豫想サレタノデアリマス、言葉ヲ換ヘテ申シマス、法律ニ依テ裁判官ノ退職規定ヲ設ケルト云フコトハ如何ナル場合ニ於テモ差支ナイノデアアル、斯様ナ解釋ヲサレマシテ、之ガ前議會ニ於ケル反對論者ノ唯一ノ根據トナッタノデアリマス、此議會ニ於キマシテハ更ニ是ハ異ナッタ主張ガ新ニ附加ヘラレテアルノデアリマスガ、先ヅ順序ト致シマシテ此點ニ付マシテ、私共ノ所見ヲ申上ゲタイト考ヘルノデアリマス、御承知ノ通り憲法ノ發布ニ伴ヒマシテ、憲法附屬ノ幾多ノ法律ガ制定イタサレタノデアリマス、而シテ裁判所構成法ハ即チ其一デアリマス、憲法ノ制定ニ參畫イタサレマシタ此ノ伊藤公其他ノ先輩諸公ハ、憲法ノ制定ニ御盡力ニナルト同時ニ、構成法等ニ付マシテモ、矢張相當ノ力ヲ致サレタ譯デアリマス、即チ憲法制定ノ際ニハ構成法ノ草案モ一面ニアッタノデアリマス、ソレ故ニ裁判官ガ老イテ用ヲナサナイ、心身共ニ衰弱ヲシテ職務ヲ執ルニ堪ヘナイ、職務ヲ執ルノ能力ノ無クナッタ者ニ對シテハ是ハ構成法ガ規定シテ居ルゾ、規定スルゾ、ト斯ウ云フコトヲ憲法義解ニ謳ハレテ居ルノデアリマス、此文字ヲ讀ミマシテモ「法律ノ掲クル所タリ」法律ガ掲ゲテ居ルゾ、斯ウ云フコトデアアルノデアリマス、サウシテ構成法ニハ此ノ伊藤公ノ憲法義解ガ指ケレタ所ノ條項ハ儼トシテ存シテ居ルノデアリマス、即チ現行構成法ノ第七十四條ノ規定ハ即チソレデアリマス、裁判官ノ心身衰弱ノ場合ニ於テ退職ヲ命ズベキ規定ガ現行法ノ七十四條ニアルノデアリマス、此ノ現行裁判所構成法第七十四條ノ規定ノ性質ニ付マシテハ、池田子爵ノ御述ベニナリマシタ通り、憲法ノ規定ハ裁判官ノ職ヲ保障シテ居ルモノデアアルケレドモ、職ヲ保障スルト云フコトハ職ヲ執ルニ堪ヘナイ所ノモノ、無能力ニナッタ所ノモノヲ保障スルト云フ趣旨デナイコトハ申ス迄モナ

イ、從テ其場合ヲ裁判所構成法ガ規定スルト云フコトハ少シモ不思議ハナイ
コトデア、此ノ裁判所構成法ノ第七十四條ノ規定アルガ爲ニ、今回政府御提
案ノ定年制ナルモノガ憲法違反ニアラズト云フ主張ハ、理由ノナイコトデア
ルト考ヘルソデアリマス、次ニ板倉子爵ハ憲法第五十八條二項ノ裁判官ハ刑
法ノ宣告又懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレバ職ヲ失フコトナシト云フ規定ヲ解セ
ラレマシテ、是ハ其儘讀ミ下セバ職ト云フ文字ヲ讀ム外ハナイト、斯様
ニ御主張ニ相成リマシタ、是ガ今議會ニ於テ當局ノ新ニ強ク主張セラルル理
由トナツテ居ルソデアリマスガ、成程刑法ノ宣告ハ官ヲ奪フニ相違アリマセ
ヌ、併ナガラ板倉子爵ノ御想像ニナルガ如ク、官ノミヲ刑法ガ奪フ職ノミガ
殘ル、斯様ナ場合ガアル筈ハナイト仰セラル、點ニ付マシテハ、我々ハ同様
ニ考ヘテ居ルソデアリマシテ、我々ハ斯様ナ主張ヲ致シタコトハナイソデア
リマス、唯午前中ニ池田男爵ガ懲罰ト云フコトハ、職ノミヲ奪フ懲罰ヲモ想
像スルコトガ出來ルデハナイカト云フ御主張ガアツタノデアリマス、池田男爵
ハ申サレマスルノニ、成程現行ノ懲罰規定ニ於テハ、職ノミヲ奪フト云フ懲
罰處分ハナイケレドモ、左様ナ懲罰規定ヲ設ケルコトガ何ノ不都合ガアルカ、
左様ナ懲罰規定ヲ設ケタ場合ニ於テハ、職ノミヲ失フテ官ヲ殘ス場合ガアルデ
ハナイカト云フコトヲ申サレタノデアリマス、之ニ對シテ板倉子爵ガ恐ラク
池田男爵ノ御述べニナツタ趣旨ヲ誤解ニナリマシテ、本案ヲ以テ憲法違反ナリ
トスル論者ノ主張ヲ御想像ニナツテ御攻撃ニナツタノデハナイカト考ヘルソデ
アリマス、併ナガラ憲法第五十八條ノ二項ハ、之ヲ極メテ率直ニ讀ミマシテ
「其職ヲ失フコトナシ」、職ト云フ文字ガ官ト讀マナケレバナラヌト云フ理由
ガ何處ニアリ、其必要ガ何處ニアルノデアリマセウカ、ドウシテモ左様ニ讀
マナケレバ五十八條ノ二項ガ解釋ガ出來ナイト云フ條文デハナイソデアリマ
ス、成程刑法ノ宣告ニ依テハ免官ト云フ處分ガアリマス、懲戒ニ依テ免官ト
云フコトガアリマス、併ナガラ其何レモ官ノミヲ奪フノデハナクシテ、職ヲ
共ニ奪フソデア、官ナクシテ職ノミ存在スルト云フヤウナコトハ絶對ニナ
イソデアリマスルカラ、刑法ノ宣告ニ依テ職ヲ奪フソデア、懲戒ノ處分ニ依
テ職ヲ奪フソデア、ソレ以外ニハ裁判官ノ職ヲ奪フコトハナイト云フノガ、
五十八條ノ二項ノ規定デア、斯様ニ率直ニ解シマシテ、何ノ不思議モナシ、
何ノ不都合モナイソデア、之ニ反シテ若シ本條ノ規定ガ文字ノ示ス如ク、
職ニアラズシテ官ナリト言ハレマスルナラバ私ハ原案ニ賛成セラレル所ノ論

者ニ御尋ヲ致シタイ、裁判官ノ職ヲ奪フテ官ノミヲ存シテ、何ノ保障ニナルデ
アリマセウカ、退職判事ト云フ肩書ガドレダケノ名譽ヲ價スルモノデアリマ
セウカ、却テ私ハ疑フハ退職判事ト云フ肩書ヲ持ッテ居ルト致シマシタナラ
バ、社會ハアノ人ハ既ニ過去ノ人デア、身體若クハ精神ノ衰弱ノ結果、構
成法七十四條ニ依テ退職ヲ命ゼラレタ者ナリ、斯様ニ解スルコトデアリマ
セウ、少ナクトモ左様ナ疑ヲモ受ケルモノト見ナケレバナラヌト思フソデア
リマス、果シテ然ラバ憲法第五十八條第二項ノ規定ニ依リマシテ、空シク官
ヲ保障スルト解セラレル理由ハ了解スルニ苦シムソデアリマス、次ニ板倉子
爵ハ他ノ官府ニハ人員ガ少ナイカラシテ之ニ對シテ定年制ノ必要ガナイケレ
ドモ、判檢事ハ非常ナ多數ノ人デア、故ニ裁判官ニ對シテハ定年制ノ規定
ノ必要ガアル、又陸海軍ノ如キハ非常ニ人數ガ多イカラ、之ニ對シテハ停
制ノ設ケガアルデハナイカト云フコトヲ御述べニナリマシタ、是ハ定年制ヲ
法律ニ依テ定メルト云フコトガ、憲法違反ナラズシテ、實質上ノ議論トシテ
ハ幾分ノ價値ガアルカ知レマセウケレドモ、實質上ノ必要ト云フコトカラ憲
法違反ニ非ズト云フ法理上ノ斷論ヲ下ス譯ニハ參ラナイト思フソデアリマ
ス、加之子爵ノ御説ハ實質論トシテノ辯護トシテ考ヘマシテモ、甚ダ理由ノ
無イコトデハナイカト疑フソデアリマス、子爵ガ斯ノ如キ御主張ヲ爲サレマ
スル理由ハ、蓋シ過般ノ本會議ニ於キマシテ裁判官ニ對シテ定年制ヲ設ケラ
ルナラバ、何ガ故ニ行政裁判所評定官ニ對シ、又檢査院ノ檢査官ニ對シテ
定年制ノ規定ヲ設クベク、當局ハ御提案ニナラヌカト云フ質問ガアリマシテ、
之ニ對シテ論議ガ屢、行ハレタソデアリマスルカラ、此疑ニ對スル御説明デ
アツタラウト考ヘルソデアリマス、併ナガラ目下直ニ必要ヲ見ナイカラ、同
ジャウナ性質ノモノデアレケレドモ、差向キ必要ヲ感ジタノミノモノヲ立法
シテ、他ニ及バナイト云フコトハ如何ナモノデアリマセウカ、ソレモ一應尤
デナイトハ申シマセウケレドモ、今期議會ニ政府カラ御提案ニナツテ居ル所
ノ、殆ド百ニ上ボル所ノ法律案ヲ御點檢ニナレバ忽チ分ルコトデアリマス、
法律ノ施行ニ伴フ所ノ豫算モ無イ、又イツ其ノ法律通過後ニ結果ヲ見ルカ分
ラナイヤウナ法律案ガ多クアルソデア、然ニ獨リ此ノ定年制ノ法律ニ限ッテ
裁判官ニノミ必要ナリトスル理由ハ毛頭解スルコトガ出來ヌソデアリマス、
子爵ハ又申サレマスルノニハ、陸軍ニ停年制ガアル、是ハ陸軍ハ多數デア
ルカラシテ必要ガアル、裁判官モ多數デア、ルカラ必要ガアル、斯様ニ申サ

レルノデアリマスルケレドモ、此事ハ委員會ニ於テモ論議ノ盡サレタ點デア
 リマスルガ、陸軍ト裁判官トハ餘程趣ヲ異ニシテ居ルト云フコトハ申スマデ
 モナイコトデアラウト思ヒマス、陸海軍ノ將官等ニアリマシテハ體ヲ使ハナ
 ケレバナラヌ職務デアアル、一定ノ年齢ニ達シマスレバ、生理上ノ關係カ
 ラ致シマシテ、進退馳驅ニ堪ヘナイト云フヤウナ虞ガ多イデアリマス、
 之ニ反シテ裁判官ノ場合ニ於キマシテハ、精神上ノ働キヲ必要トスルノデア
 リマス、此點カラ致シマシテ、忽チ陸海軍ヲ以テ裁判官ヲ律スル譯ニ參ラナ
 イト云フコトハ明カデアラウト考ヘルノデアリマス、私ハ裁判所構成法中改
 正案ガ憲法違反ナリト云フ點ニ付マシテハ、之ヲ制定當時ノ沿革ヨリ見マシ
 テ、又憲法ノ前後ノ精神ヨリ見マシテ、更ニ又當時我國ニ此ノ千古不磨ノ大
 典ヲ御欽定ニナルニ當リマシテ、之ニ參畫イタサレル所ノ先輩諸公ハ、必ズ
 ヤ先進立憲國ノ憲法其他ノ立法例ヲ御參酌ニナツタモノト考ヘマスガ故ニ、他
 ノ諸國ノ立法例ガドウデアアルカト云フコトヲ調査イタシマスルト、他國ノ例
 ニ推シマシテモ、一モ憲法違反ニアラズトシタ所論ヲ確ムベキモノハナイノ
 デアリマス、悉ク此案ガ憲法違反ナリト云フ議論ニ裏書スルヤウニ考ヘルノ
 デアリマス、試ニ諸外國ノ憲法ヲ通覽イタシマス、大凡四通リノ制度ガア
 ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、即チ其一ハ憲法ニ於テ裁判官ノ地位ヲ保
 障シテ居ラヌ國デアリマス、其二ハ憲法自體ガ定年制ノ規定ヲ設ケテ居ルモ
 ノデアリマス、其三ハ若シ定年制ノ如キモノヲ設ケルナラバ、法律ヲ以テス
 ルト云フコトヲ憲法ガ示シテ居ル國デアリマス、而シテ其四ハ憲法ハ單ニ裁
 判官ノ地位ヲ保障スルノモノデアリマス、此ニ於テカ私共ガ先ヅ知リタ
 イト考ヘマシタノハ、定年制ヲ設ケテ居ル所ノ國ハ、其何レニ屬スルモノ
 デアルカト云フ點デアリマシテ、之ニ付テ政府ノ御取調ヲ伺ヒマス、政府
 當局ハ外國ニ於テモ、我國ト同様ニ、裁判官ノ地位ヲ憲法ニ於テ保障シテ居
 ルニ拘ラズ定年制ヲ設ケテ居ル、斯ウ云フコトヲ申サレタコトガ速記録ニ載ッ
 テ居ルノデアリマス、然ニ段々事實ニ付テ御尋ヲ致シマス、其結果ハ憲法
 ハ單ニ裁判官ノ地位ヲ保障シテ居ルノモノ國ニ於テハ、定年制ヲ設ケテ居ル
 國ハ一ツモ無イノデアリマス、例ヘバ著シイモノヲ申シマス、北米合衆國
 ノ憲法ハ單ニ裁判官ノ地位ヲ保障スルノモノ規定ヲ掲ゲテ居ルノデアリマ
 ス、而シテ合衆國ニ定年制ノ規定ガアルカト伺ヒマス、ドウモ無イヤウデ
 アリマス、ソレカラ和蘭、葡萄牙、加奈陀、濠太利、其他幾ツモアリマスガ、

是等ノ諸國ニ於テハ定年制ノ規定ハナイデアリマス、定年制ノ規定ノ無イ
 ト云フノハ、定年制ノ規定ヲ法律ヲ以テ定メルコトガ出來ナイカラ、定年制
 ノ設ケガナイモノト解スルノデアリマス、當局ガ我々ニ示サレマシタ所ノ例
 ハ、悉ク憲法ガ明文ヲ以テ定年制ヲ設ケルコトガ出來ルト云フ規定ヲ設ケタ
 國ニ限ラレテ居ルノデアリマス、我國ノ如キ憲法デモテ裁判官ノ地位ノ保障
 ヲシテ居ルノモノ國デハ、一トシテ定年制ヲ法律デ定メタ所ハナイノデアリ
 マス、是等ノ諸國ノ例ハ我國ノ憲法制定當時ニ於キマシテ、先輩諸公ハ必ズ
 ヤ是等ノ例ヲ御取調ベニナツテ我ガ憲法ノ發布ヲ見ルニ至ツタコトト考ヘマ
 ス、デ是等ノ點ニ付マシテハ、反對論者ニモ有力ナル御意見ヲ伺フコトヲ得
 ナイノデアリマス、此點ニ付テハ委員會ニ於キマシテハ屢々論議イタシマシタ
 ケレドモ、本案ヲ以テ憲法違反ナラズト云フ板倉子爵ニ於テモ、何時モ御論
 議ガ此點ニ及バナイノデアリマス、私ハ大體法理上ヨリ見マシテ、本案ガ憲
 法違反ナリト云フコトニ付マシテハ、一通リ反對論者ニ對シテ駁論ヲ致シタ
 積リデアリマス、尙ホ論ズベキ點ハ多クゴザイマスケレドモ、重複ニ互リマ
 ス點ヲ避ケマシテ暫ク法理論ヲ措キマシテ實質上カラ見マシテ、此法律ノ制
 定ガ果シテ必要デアアルヤ否ヤト云フ點ニ付テ、尙ホ少シク言葉ヲ費シタイト
 考ヘルノデアリマス、板倉子爵ガ申サレマスノニ、定年制ガ法律上ノ擬制デ
 アル、法律上ノ擬制ニ已ムヲ得ナイコトデアアル、一定ノ年齢ニ達スレバ心身
 尙ホ健全ナル者ガアルケレドモ是ハ致シ方ガナイ、年齢ニ因テ心身衰弱シタ
 リト法律ニ依テ擬制ヲ設ケルト云フコトハ已ムヲ得ナイノデアアル、斯様ナ御
 說デアリマシタガ、抑、法律ノ擬制ニ依テ一定ノ年齢ニ達シタナラバ、心身共
 ニ盛シナ者ヲ退職セシムルト云フコトガ、果シテ正シイ道理デアアルカ否ヤカ
 ト申シマシタナラバ、ソレガ正シキモノデハナイト云フコトハ一點ノ疑ヲ容
 レル餘地ハナカラウト思フノデアリマス、併ナガラ唯已ムヲ得ナイ、是ハ已
 ムヲ得ナイト云フ御說ガアルヤウデアリマス、之ニ對シテハ立派ニ其途
 ガアルノデアリマス、前ニモ申シマシタ現行裁判所構成法第七十四條ノ規定
 ハ、其場合ニ處スル法律デアアルノデアリマス、裁判所構成法第七十四條ハ、
 裁判官ノ精神衰弱ノ場合ニ當ツテ、之ニ退職ヲ命ジ得ル規定デアリマス、然ニ
 政府ハ裁判所構成法第七十四條ノ規定ハ、規定ハアルケレドモ場合ニ依テハ
 用フルコトハ出來ナイノデアアル用ヒ難イノデアアル、斯様ノ御說デアリマス、
 然ラバ裁判所構成法第七十四條ハ何故ニ存置サルルカト云フコトヲ伺ヒマス

ルト、斯様ニ答ヘラルルノデアリマス、裁判所構成法第七十四條ノ精神衰弱者ニ對シテ退職ヲ命ズルト云フコトハ、是ハ下級ノ者ニ對シテハ出來ル、言葉ヲ換ヘテ申セバ若朽者ニ對シテハ此規則ノ適用ヲ見ルケレドモ、地位ノ高イ者ニ對シテハ此規定ガ用ヒ難イノデアル、ソレ故ニ此規定ハ殆ド用ヒルコトハナイケレドモ、尙ホ存置スルト云フ説明デアリマス、ソコデ裁判所構成法第七十四條ハ從來當局ハ之ヲ御用ヒニナツタカドウカ、又此規定ヲ適用セムトサレタコトガアルカ、ナイカト云フコトヲ伺ヒマスルト、過去數年ノ間此規定ヲ利用シタコトハナイ、又利用セムトシタコトスラナシト云フ御答辯デアリマシタ、然ニ私共ノ不可解ニ考ヘマスルコトハ、裁判所構成法第七十四條ト殆ド全ク其内容ヲ同ジウシテ居ル所ノ、行政裁判法中ノ規定、是ハ適用サレタコトガアルカナイカト云フコトヲ尋ネマスルト、此方ハ適用サレテ居ル、利用サレテ居ル、斯ウ云フコトデアリマス、是ハ當局カラ得タ御答辯デハアリマセヌガ、私ノ調査ニ依リマスルト、行政裁判法ノ規定ハ同様ナ場合ニ之ヲ利用サレテ居ルノデアリマス、而シテ單リ裁判所構成法ノ第七十四條ノミガ用ヒルコトガ至難デアル、從ツテ過去十年トカ或ハ二十年トカ云フ御話デアリマスガ、此間利用サレタルコトモナケレバ、利用セムトシタコトスラナシ、斯ウ云フ御答辯デアッテ而モソレヲ存置スル所以ハ、若朽者ニ對シテハ用ヒ得ベキモノデアルケレドモ、上級者ニ對シテハ用ヒルコトハ出來ナイト云フ御答辯デアリマシテ、私共殆ド當局ノ眞意ノアル所ヲ解スルノニ苦シムノデアリマス、一定ノ年齢ニ達シタナラバ玉石共ニ焚クト云フコトハ不都合ナルコトハ申スマデモナイ、之ニ處スルノ明文ガ立派ニ存シテ居ルニ拘ラズ之ヲ用ヒナイデ、而シテ茲ニ改正案ヲ御提出ニナル理由ニ至ッテハ、私共ノ解スル能ハザル所デアリマス、斯ノ如キ理由ノ下ニ、斯ノ如キ根據ノ下ニ、私共ハ唯今問題ニナツテ居リマスル所ノ、裁判所構成法中改正案ヲ第二讀會ニ移スベカラズト主張致ス者デアリマス、從ツテ之ニ伴フ所ノ退職判檢事ノ恩給ニ關スル法律案ヲモ、併セテ第二讀會ニ移スベカラズト云フ意見ヲ提唱イタス者デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 是デ發言ノ通告者ハ終リマシタ、此際諸君ニ申上ゲマスガ、報告ハ兩案東ネテ委員長ヲ煩ハシマシタガ、採決ハ日程第十一ノ裁判所構成法中改正法律案ノミヲ問題ニ供スル積リデゴザイマス、此採決ハ規則第七條ニ依リマシテ記名投票ヲ以テ表決ヲ致シマス、問題ヲ可トスル

議員、即チ本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ハ白色票、第二讀會ヲ開クベカラズトスル諸君ハ青色票ヲ御投票相成ルコトヲ望ミマス、是ヨリ書記官ヲシテ氏名點呼ヲ行ハセマス、先日モ申上ゲマシタ如ク、御步行ノ御不自由ノ御方ハ、隣ノ御方ニ投票ヲ御委託ニ相成ッテ宜カラウト考ヘマス、御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

〔成瀬書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(公爵徳川家達君) 投票漏レハゴザイマセヌカ、投票漏レハナイト認メマス、是ヨリ書記官ヲシテ投票ヲ計算イタサセマス

〔書記官投票ヲ計算ス〕

○議長(公爵徳川家達君) 記名投票ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、投票總數二百五十六、白色票ヲ投シタル者、即チ第二讀會ヲ開クベシトスル者百六十六、青色票ヲ投シタル者、即チ第二讀會ヲ開クベカラズトスル者九十、故ニ本案ハ七十六名ノ多數ヲ以テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

〔參照〕

贊成 百六十六名
反對 九十名

贊成者氏名

公爵近衛 文麿君	侯爵黒田 長成君	侯爵蜂須賀 正韶君
侯爵花山院 親家君	侯爵徳川 圀順君	侯爵佐佐木 行忠君
侯爵中山 輔親君	伯爵萬里小路通房君	伯爵吉井 幸藏君
伯爵松本 宗隆君	伯爵柳澤 保惠君	伯爵大木 遠吉君
伯爵柳原 義光君	伯爵川村 鐵太郎君	伯爵副島 道正君
伯爵奥平 昌恭君	伯爵中川 久任君	伯爵林 博太郎君
伯爵松平 頼壽君	伯爵勸修寺 經雄君	伯爵小笠原 長幹君
伯爵堀田 正恒君	伯爵伏原 宣足君	伯爵小澤 武雄君
服部 一三君	子爵藤波 言忠君	子爵唐橋 在正君
子爵大宮 以季君	子爵松平 乘承君	子爵青山 幸宜君
子爵山口 弘達君	子爵土方 雄志君	子爵京極 高德君
子爵本多 實方君	子爵舟橋 遂賢君	子爵實吉 安純君

子爵勘解由小路資承君	子爵藤谷 爲寬君	子爵樋口 誠康君
子爵稻垣 太祥君	子爵毛利 高範君	子爵東坊城 德長君
子爵松平 直德君	子爵青木 信光君	子爵冷泉 爲勇君
子爵牧野 忠篤君	子爵酒井 忠亮君	子爵永井 尙敏君
子爵伊集院 兼知君	子爵高橋 是清君	子爵五辻 治仲君
子爵細川 立興君	子爵前田 利定君	子爵櫛笥 隆督君
子爵森 清君	子爵西大路 吉光君	子爵六郷 政賢君
子爵五條 爲功君	子爵榎本 武憲君	子爵柳生 俊久君
子爵京極 高備君	子爵黒田 清輝君	子爵京極 高義君
子爵吉田 清風君	子爵大給 近孝君	子爵本多 忠録君
子爵豐岡 圭資君	子爵藪 篤麿君	子爵秋月 種英君
子爵伊東 祐弘君	子爵片桐 貞央君	子爵大河内 正敏君
子爵松平 乘長君	子爵堤 雄長君	子爵白川 資長君
子爵野村 益三君	子爵池田 政時君	子爵丹羽 長德君
子爵清岡 長言君	子爵八條 隆正君	子爵立花 種忠君
子爵新庄 直知君	子爵秋田 重季君	子爵渡邊 千冬君
子爵牧野 一成君	子爵戸澤 正己君	子爵西尾 忠方君
子爵大浦 兼一君	子爵蒔田 廣城君	子爵竹屋 春光君
子爵板倉 勝憲君	子爵米倉 昌達君	淺田 德則君
阿部 浩君	松室 致君	大山 綱昌君
山縣 伊三郎君	男爵山川 健次郎君	大久保 利武君
男爵村上 敬次郎君	岡野 敬次郎君	北條 時敬君
前田 正名君	江木 千之君	和田 彦次郎君
河村 讓三郎君	石塚 英藏君	男爵山本 達雄君
岡 喜七郎君	男爵古市 公威君	男爵田 健治郎君
男爵藤井 包總君	水野 鍊太郎君	木場 貞長君
男爵小早川 四郎君	男爵眞田 幸世君	男爵黒川 幹太郎君
男爵安藤 直雄君	男爵藤堂 高成君	仁尾 惟茂君
高橋 琢也君	加藤 恆忠君	加太 邦憲君
橋本 圭三郎君	倉知 鐵吉君	山之内 一次君
中村 純九郎君	鈴木 喜三郎君	古賀 廉造君

磯部 四郎君	杉田 定一君	小山 健三君
室田 義文君	南 弘君	市來 乙彦君
小池 靖一君	大谷 嘉兵衛君	早川 千吉郎君
片岡 直輝君	麻生 太吉君	江原 素六君
八木 久兵衛君	伊藤 傳七君	佐藤友右衛門君
鎌田 榮吉君	今井 五介君	竹村與右衛門君
鎌田 勝太郎君	津村 紀陵君	山田 斂君
伊丹 彌太郎君	二階堂三郎左衛門君	中村 圓一郎君
藤本 閑作君	高橋 源次郎君	安田 善三郎君
近岡 理三郎君	田中 清文君	勝田 銀次郎君
平尾 喜三郎君	横山 章君	三木 與吉郎君
中山 嘉兵衛君	高谷 豐之助君	成清 信愛君
櫻井 伊兵衛君	侯爵細川 護立君	山脇 玄君
反對者氏名	子爵加藤 高明君	男爵山中 信儀君
公爵二條 厚基君	男爵杉 言長君	大島 健一君
男爵木越 安綱君	男爵山根 武亮君	男爵宇佐川 一正君
男爵杉 深長君	荒川 義太郎君	仲小路 廉君
小牧 昌業君	男爵村木 雅美君	男爵名和 長憲君
男爵高千穂 宣麿君	男爵坂本 俊篤君	男爵武井 守正君
男爵西村 精一君	男爵太秦 供康君	男爵山内 長人君
男爵阪谷 芳郎君	男爵内田 正敏君	男爵南岩倉 具威君
岡田 良平君	福原 鏢二郎君	男爵平野 長祥君
中村 是公君	上山 滿之進君	男爵若王子 文健君
男爵山内 豐政君	男爵毛利 五郎君	男爵千秋 季隆君
男爵德川 厚君	男爵船越 光之丞君	男爵安場 末喜君
男爵北大路 實信君	男爵斯波 忠三郎君	男爵中島 久萬吉君
男爵永山 武敏君	男爵坪井 九八郎君	男爵楠本 正敏君
男爵島津 長丸君	男爵神山 郡昭君	男爵清水 資治君
男爵伊達 宗曜君	男爵福原 俊九君	男爵島津 久賢君
男爵永山 盛興君	男爵横山 隆俊君	

男爵岩倉 道俱君 男爵赤松 範一君 男爵今園 國貞君

男爵佐竹 義準君 男爵藤村 義朗君 男爵二條 正麿君

男爵小畑 大太郎君 男爵調所 恆徳君 男爵野田 龜喜君

男爵東郷 安君 男爵中川 良長君 男爵辻 太郎君

男爵池田 長康君 男爵矢吹 省三君 男爵島津 健之助君

男爵岩 佐 新君 男爵寺島 敏三君 男爵藤田 平太郎君

谷 森 眞 男君 石 黒 五十二君 木 内 重四郎君

阪 本 鈔之助君 若 槻 禮次郎君 安 立 綱之君

川 上 親晴君 菅 原 通敬君 伊 澤 多喜男君

田 所 美治君 江 木 翼君 湯 淺 倉平君

鈴 木 惣兵衛君 野 々 村 久次郎君 石 橋 謹二君

星 島 謹一郎君 矢 口 長右衛門君 土 田 萬助君

西 川 甚五郎君 高 橋 隆一君 富 永 猿雄君

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、裁判所構成法中左ノ通改正ス

「ト云フ所カラ、第八條中ノ改正、第七十一條ノ二、第七十九條第一項中、第八十八條中、附則ノ第一項、第二項ヲ問題ニ供シマス、第七十條ノ二ヲ第七十四條ノ三トス、是ニハ修正ハゴザイマセヌカラ、原案ニ付テ決ヲ採リマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、後ハ委員會デ修正ノゴザイマス條文デアリマス、是モ委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ第二讀會ハ終リマシタ

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ第二讀會ハ終リマシタ

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、全部第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 次ハ日程第十二、定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ直ニ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通リ御異

存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十三、煙草專賣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

煙草專賣法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十三日

右特別委員副委員長

子爵本多 忠録

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵本多忠録君演壇ニ登ル〕

○子爵本多忠録君 本日ハ松平侯爵御病氣ノ爲ニ御缺席デアリマスカラ、私ヨリ唯今議題ニナツテ居リマス所ノ煙草專賣法中改正法律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ正副委員長ノ互選ノ後二回開キマシタ、而シテ慎重審議イタシマシテ、原案ヲ可決イタシマシタ、委員會ニ於キマシテハ、先ヅ政府當局ヨリ御説明ヲ伺ヒマシタガ、ソレニ依リマスルト、本案ノ趣旨トスル所ハ、煙草耕作者ガ災害ヲ被リマシタ際ニ一定ノ補償金ヲ與ヘムトスルニアルノデアリマス、元來煙草耕作者ハ專賣法規ノ規定ニ依リマシテ煙草ノ耕作ヲ致スノデアリマスガ、一方ニ其耕作ヲ完成スルノ義務ガアルノデアリマス、即チ中途ニ於テ自由ニ之ヲ廢止スルコトヲ許サレテ居ラナイノデアリマス、ソレデアリマシテ、其收穫シマシタ所ノ煙草ハ政府ヨリ告示セラレマシタ所ノ一定ノ賠償價格ニ依テ納入ヲスルノデアリマス、斯ノ如キ事情デアリマスカラ、若シ災害ヲ受ケ非常ナ作ナ場合ノアリマス時ニハ、其煙草ノ數量品質ニモ勿論非常ナル違ヒガアリマシテ、而シテ是ハ矢張告示セラレタル所ノ一定ノ賠償金ノ價格ニ依テ政府ニ納入シナケレバナラナイノデアリマス、若シ外ノ農作物デアリマスルナラバ、數量ガ少ナケレバ經濟上ノ關係ニ依テ、價格ノ騰貴ヲ見ルデアリマセウガ、此煙草ノ場合ニ於キマシテハ、如何ナル場合ト雖、其納入スル所ノ價格ハ定ツテ居ルノデアリマス、サウ云フノデアリマスルカラ、煙草ガ不作デアリマシテ、非常ニ其

收穫シタル所ノ數量ガ少ナイトカ、又ハ品質ガ惡イトカ云フヤウナトキニハ、其ノ耕作者ノ得ル所ノ賠償金ト云フモノハ勿論少ナイノデアリマス、故ニ耕作者ハ時トシテハ煙草ノ耕作ヲ厭ヒマシテ、外ノ農作物ヲ耕作スルコトニ轉ジヤウトスルヤウナ傾ガナキニシモアラズデアリマス、併ナガラ政府ニ於テ煙草ノ專賣ヲ行ヒマス以上ハ、常ニ其原料タル所ノ葉煙草ヲ十分ニ有スルコトハ勿論必要デアリマス、然ニ煙草耕作者ガ、時トシテ煙草耕作ヲ避ケルト云フヤウナ傾ガアリマシテハ、甚ダ是ハ憂慮スベキコトデアアルノハ申スマデモアリマセヌ、然ラバ此ノ煙草耕作者ノ受ケル所ノ災害ノ範圍ハ如何ニスルカ、又其程度ハ如何ニスルカト云フコトニナリマスガ、災害ノ範圍ハ此ノ改正案ニゴザイマス通りニ、風害、水害、又ハ雹害、此三ツニ限ツテ居ルノデアリマシテ、而モ其災害タルヤ著大ニシテ、又明カナルモノデアアルコトヲ要スルノデアリマス、此ノ風害水害雹害ニ限リマシタルノハ、人力ヲ以テ如何トモスベカラザル所ノ不可抗力ニ依ル災害ノミニ限ルト云フ趣意カラ、此三ツノミニ限ツタノデアリマス、若モ此ノ不可抗力ニ依ル所ノ災害ヲ受ケタル場合ニハ、如何ナル程度ノ補償金ヲ與ヘルカト云フ其程度ニ付マシテハ、平年作ノ六分作ニ達シナイ所ノモノヲ標準トスルノデアリマス、勿論是ハ此改正ニアリマスル通りニ命令ノ定ムル所ニ依ルノダサウデアリマス、又煙草耕作者ニ災害ガアリマシテモ、政府ハ其災害ニ付テ全部ノ補償ヲ致スノデアリマセヌ、一部ハ政府ニ於テ補償ヲ爲シ、又一部ハ其ノ耕作者ノ負擔トナルノデアリマス、是ハ當然デアアル所デアラウト思ヒマス、而シテ是モ命令ノ定ムル所デアリマスガ、若モ平年作ノ六分作以下ノ時ニハ如何ニスルカト申シマスト、其六分作ニ達セザル部分ニ付テ得ル所ノ賠償金ト、ソレカラ其六分作ニ對スル賠償金ノ差額ノ二分ノ一ヲ補償スルト云フコトデアリマス、之ニ付マシテハ種々ノ御質問ガゴザイマシタ、若モ煙草耕作者ノ災害ヲ受ケタル場合ニ於テ、之ニ對シテ補償金ヲ與ヘルナラバ、何モ風害、水害、又ハ雹害ノ三ツニ限ラナケレバナラナイ必要ハナイダラウ、或ハ病害蟲害ノ如キ、旱害ノ如キ、或ハ又霜害ノ如キモノモ隨分多大ナル所ノ損害ヲ煙草耕作者ニ與ヘルラウカト云フヤウナ御質問モゴザイマシタ、之ニ對シマシテハ政府當局ハソレノ御答辯ガゴザイマシタガ、病害蟲害ニ付マシテハ、是ハ人力ヲ以テ防ギ得ベキモノデアアル、又人力ヲ以テ防ガナケレバナラヌモノデアアル、即チ如

何ニシテ其病氣ガ起リ、又如何ニスレバ其病氣ヲ防グコトガ出來ルカト云フ
ノハ、研究ヲスレバ其結果トシテカラニ明瞭ニナルコトハ多々アルノデアリ
マシテ、又研究ノ足ラザル所ハ一層ノ研究ヲ爲スベキモノデアツテ、即チ不可
抗力ニ依ルモノト云フコトハ出來ナイノデアアル、ノミナラズ一方ニ於テ若シ
此ノ病害蟲害等ヲ、此法律案ニアル所ノ三ツノ不可抗力ニ依ル所ノ災害ト同
一ニ看做シテ置クナラバ、或ハ煙草耕作者ハ時トシテ殊異ニ病害ヲ作ルト云
フヤウナ者ガナイトモ限ラヌ、若シ假ニサウ云フ者ガアルナラバ、ソレハ甚
ダ恐ルベキコトデアアル、ソレカラ早害ニ付マシテハ、是ハ急激デハナク、又
破壊のデモナイノミナラズ、其損害ノ程度ハ甚ダ不明瞭デアアル、而シテ早害
ニ付テハ是マデノ實驗ニ依ルト、之ニ依テ受ケタ所ノ損害ハ著大ナルモノ
ハナイノデアアリマス、然ラバ霜害ハドウデアアルカト申シマス、此害ヲ被ム
ルモノモ、多クハ植付ケ取入レノ時期ヲ後レシメタルガ爲ニ受ケルコトガ多
イサウデアリマス、即チ順當ノ時期ニ植付ケラシ、順當ノ時期ニ取入レヲス
ルナラバ、之ニ罹ルコトハ殆ドナイサウデアリマス、ノミナラズ既往ノ經
驗ニ依テモ、霜害ニ依テ左程酷イ害ヲ受ケタコトハナイサウデアリマス、又
若モ此法定ノ三ツノ災害ト、ソレカラ此三ツ以外、即チ法定外ノ災害ト共ニ發
生シタル場合ニ如何ニスルト云フコト、或ハ連作ニ關スルコト、又連作ニ依
テ起ル所ノ立枯病ニ關スルコト、其他煙草ノ原料ノ數量等ニ付マシテ、種々
ノ御質問ガゴザイマシタ、而シテ政府當局ハ一々ソレノ御答辯ヲナサ
レタノデアリマス、併ナガラ是ハ速記録ニ明カデゴザイマスカラ、茲ニ述ベ
ルコトハ省略イタシマス、御質問ヲ終リマシタ後ニ討論ニ移リマシタガ、此
ノ改正案ニ付テ賛成ノ御意見ガゴザイマシタ、即チ是ハ煙草耕作者ヲ安心セ
シメテ、煙草耕作ノ安全ヲ圖ル所ノ適當ナル法案デアアルカラ、誠ニ結構デア
ルト云フノデアリマス、反對論ハゴザイマセヌ、併ナガラ委員ノ一人ヨリ一
ノ御希望ガ出マシタ、ソレハ茲ニ掲ゲタル所ノ風害、水害、雹害ノミデナク、
「早害、霜害及ビ今日ノ學理上ニテハ實際ニ豫防ノ困難ナル所ノ立枯病ノ如キ
モ、或適當ノ時機ニ將來加ヘラレタナラバ一層宜シイデアラウカラ、或適當
ノ時機ニ加ヘラレムコトヲ望ム」ト云フ御趣意ノ御希望デアリマス、而シテ是
ハ委員會一致ノ希望トナツタノデアリマス、尙ホ政府當局ハ此委員會一致ノ希
望ニ對シマシテ、斯ノ如ク述ベラレタノデアリマス、現在ニ於テハ此法律ニ
掲ゲラレタル所ノ三種ノ災害ノミヲ以テ適當ト思ハレテ居リマスガ、併ナガ

ラ其他ノモノニ付マシテモ、尙ホ今後篤ト研究考慮セラル、デアラウ、斯様
ニ御述ベニナツテ居ルノデアリマス、ソレヨリ採決ニ移リマシテ、全會一致ヲ
以テ原案ヲ可決イタシマシタ、此段御報告申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌ
カ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌ
カ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本案全部ヲ問題ニ供シマ
ス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榊岡隆督君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌ
カ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通リデ御
異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、會議時間ノ延長ヲ宣告イ
タシマス

大正五年法律第四號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十七日

右特別委員副委員長

谷森 眞男

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔谷森眞男君演壇ニ登ル〕

○谷森眞男君 唯今議題ニナリマシタル大正五年法律第四號中ノ改正案デアリマス、ソレヲ御報告申上ゲマス、此ノ法律案ハ一回委員會ヲ開キマシテ、ソレハ大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ノ爲ニ借入金ヲ爲シタリ、或ハ公債ヲ發行スル所ノコトヲ規定シタル法律デアリマスルガ、尙ホ今回薩哈哇島ノ占領ナドニ付マシテ、臨時軍事費ノ追加ヲ要スルコトニナリマシタ爲ニ、是ガ財源トナルベキ所ノ金額ヲ増加スルノ必要ヲ生ジマシタ、然ニ依テ此大正五年ニ出テ居リマス所ノ法律ノ制限額ヲ推擴ゲマシテ、其額ヲ一萬圓増加スル所ノ案デアリマス、而シテ其金額ハ實際ハ九千九百餘萬圓デアリマスルガ、ソレヲ繰上ゲテ一億圓ト致シタノデアリマス、即チ大正五年ノ法律第四號「前項ノ借入金及公債ノ額ハ通シテ四億八千萬圓以内トス」ト云フ所ヲ「五億八千萬圓以内トス」ト云フコトニナリマスノデアリマス、是ハ委員會ヲ開キマシテ段々質問モアリマシタガ、其末誠ニ必要ナル經費デアルカラシテ、餘儀ナイ増額デアルト云フコトデ、委員會ハ全會一致ヲ以テ決議イタシマシタノデアリマス、此段御報告イタシマス、ソレカラ初メニ御斷リヲ申スベキデアリマシタガ、全體此案ハ柳澤伯爵ガ委員長デ御居デゴザイマシタガ、丁度御病氣デ御缺席ニナリマシタカラ、委員會ハ私ニ御委託ニナリマシタカラ、私ヨリ御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵奥平昌恭君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ直ニ開イテ御異存ゴザイマセヌ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵奥平昌恭君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十五、第十六、第十七ハ同一委員ニ付託セラレマシタガ、三案共一括シテ委員長ノ報告ヲ煩ハシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十五、朝鮮事業公債法中改正法律案、第十六、臺灣事業公債法中改正法律案、第十七、樺太事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十四日

右特別委員長

貴族院議長公爵德川家達殿

伯爵奧平 昌恭

臺灣事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十四日

右特別委員長

伯爵奧平 昌恭

貴族院議長公爵德川家達殿

樺太事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十四日

右特別委員長

伯爵奧平 昌恭

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵奧平昌恭君演壇ニ登ル〕

○伯爵奧平昌恭君 唯今日程ニ上リマシタ朝鮮事業公債法中改正法律案、其外二件ノ特別委員會ニ於キマスル所ノ經過ヲ御報告イタシマス、此ノ法律案ハ三案トモ豫算ニ關係ノゴザイマスル法律案デゴザイマスガ故ニ、審議モ最モ慎重ニ致シマシタ、各員共皆様ガ御勉強ガアリマシタ、其審議ニ付マシテモ、豫算ト並行シナケレバナラスノデ、頗ル慎重ニ致シタノデアリマス、此委員會ニ於キマシテ先ヅ朝鮮ノ事業公債法中改正法律案ノ状態ヨリ申上ゲマス、政府委員ノ一應ノ説明ヲ求メマシタ、現行起債法定額二億六百五十六萬圓ト云フモノヲ、二億三千六十萬圓ニ致スノデアリマス、其目的ハ鐵道ノ建設及ビ改良、仁川ノ海岸工事費デアリマス、其外ニ煙草專賣制度ヲ今回新ニ朝鮮ニ施行イタス、其費用モ合マレテ居ルノデアリマス、而シテ十年度ニ於キマシテ二千九百七十四萬圓ト云フモノヲ請求致シテ居リマス、今年度ニ於キマシテモ十一年度十二年度ト云フヤウナ工合ニ相當ノ額ヲ請求セラレコトトナッタデアリマス、即チ追加法定額二千四百六十萬圓ト云フモノデゴザイマス、其次ニ臺灣ニ於キマシテ現行法ハ起債法定額ヲ一億六百二十

萬圓ト云フモノヲ、此度ハ一億千五百六十萬圓ト云フモノニ致シマシテ、鐵道ノ建設及改良費ト云フコトニ致シタノデゴザイマス、十年度ニ於ケル七百四十五萬圓ト云フモノヲ請求シ本年度ニ繼續致シマス、最後ニ樺太ノ鐵道改良及ビ眞岡ノ築港ト云フヤウナモノノ爲ニ起債法定額千二百五十萬圓ト云フモノニ追加致シマシテ千九百六十萬圓ト云フモノニ致シタノデアリマス、此說明ヲ大藏省ノ政府委員ヨリ縷々シマシテゴザイマス、然ニ朝鮮ニ於キマスル所ノ煙草專賣制度新設ノ爲ニ種々質問ガゴザイマシタ、即チ交付金等ノ關係、煙草ノ消費力等其他各種ノ質問ガゴザイマシタノデアリマスガ、併ナガラ速記録モ御手許ニ配付濟トナッテ居リマスカラ、質問及ビ應答ノ状態ハ省キマス、其次ニ臺灣ノ事業公債法中改正法律案ニ付マシテハ田總督ヨリ御得意ハ、改良費ノ爲ニ八箇年七千萬圓ヲ要スルト云フ點ト、玉里ト里攏ト云フ間ニ現在二十哩間ニ手押鐵道、内地デ申シマスレバ「ト」デアラウト思ヒマス、左様ナモノガアッテ、此區間ヲ接續セムガ爲ニ今回相當ノ費用ヲ要スルト云フノデ、起債法定額ノ變化ガアッタト云フコトノ點ニ付テ縷々御説明ガゴザイマシタガ、問題トナッタノハ此二點デアリマシテ、前者ハ三百哩ニ對シテ七千萬圓ヲ要スルト云フコトデアリマス、一哩約二十萬圓ヲ要スル、金ガカ、リ過ギルト云フノデ大分質問ガゴザイマシタ、ソレニ對シマシテハ線路、其他線路ノ改良、即チ勾配ノ造リ替へ或ハ複線工事ニスルトカ、車輪ノ増加デアルトカ、或ハ港灣連絡ト云フモノヲ含ムト云フコトノ質問應答ガアッタデアリマス、後者ニ對シマシテハ主ニコレハ經費ニ對スル所ノ御質問デアッタデアリマス、ソレニ付マシテ事情已ムヲ得ヌ理由ヲ縷々説明セラレタノデアリマス、其次ニ樺太ニ付マシテハ永井長官ガ之ヲ御説明ニナリマシタガ、特ニ御報告致スベキ質問モナイト存ズル次第デアリマス、而シテ討論ニ入りマシタ、或一員カラシテ既定事業ノ遂行ニ屬スル鐵道ノ建設、港灣修築等ニ關スル物價騰貴ニヨル追加増加ト云フモノガ必要ナルモノト認め、而シテ新事業デアル所ノ煙草專賣制度ノ實施ニ付マシテ、創設費官營開始ニ依ル轉業補助等ニ付テ種々質問モシ、攻究モシテ見タ、然ニ段々聞ク所ニ依レバ朝鮮總督府ノ執ラムトスル所ノ方法ハ、朝鮮ニ於ケル所ノ民度風習等ヲ總テ斟酌シテ大體ニ於テハ此法案ハ相當ノ考慮ヲ加ヘタモノトシテ、決シテ本員ハ不適當ト思ハヌ、殊ニ其財源ヲ公債ニ求ムルト云フコトモソレモ惡クハ思ハヌト云フノ

デ、内地ニ於キマシテ煙草ノ官營ト云フモノハ既ニ之ヲ實行シテ居ッテ確實ノ財源トナッテ居ルコトハ明カデア、依テ本員ハ本案ニ賛成ヲ表スルト云フコトヲ述ベラレマシタ、所ガ或一員カラシテ大體今述ベラレタ所ノ説ニハ賛成デア、第一朝鮮ニ於ケル所ノ鐵道ノ建設ニ付テハ成ベク早クシロ、例ヘバ平元線ノ如キモノヲ早クシナケレバイカス、此ノ交通機關ノ發達ニ依テ朝鮮ハ開發サレルダラウカラ、早ク是ハシナケレバイカス、ソレカラ第二ニ煙草制度ノ實施ニ伴フ交付金ニ付テ、將來問題ヲ殘サヌヤウニシテ吳レロ、此點ニ付テ種々注意シテ吳レト云フ希望ヲ述ベラレタノデアリマス、然ニ前ノ贊成説ヲ述ベラレタ方ハ、煙草專賣制度ニ付マシテ、ソレガ實施セラル、結果、現在ノ營業者ニ對スル所ノ補償ト云フモノハ既ニ其率モ確定シテ居ルカラシテ、ソレニ對シテ今更此率ノ變更ト云フコトハ隨分困難デアラウト思フガ、成ベク寛大ノ處置ヲ執ッテ貫ヒタイト云フコトヲ述ベラレマシタ、煙草專賣制度ノ如キハ性質カラ云ヘバ特別會計ニ屬スベキモノデア、故ニ獨立ノ會計ヲ置イテ損益ヲ明ニシテ置イテ貫ヒタイ、當局ノ考慮ヲ望ムト云フ希望ヲ述ベラレタノデアリマス、此希望ニ對シマシテ他ノ一員ガ贊成ヲ述ベラレ、委員長ハ委員會ニ諮ッテ見マシタ所ガ、全會其希望ニ對シテハ贊成ノ意ヲ表セラレタノデアリマス、政府ト致シマシテ……其際政府ト致シマシテハ、交付金ニ付テハ其率ガ決マッテ居ルケレドモ尙ホ注意ラシヤウ、特別會計ノ件ニ付テハ當局ニ於テモ研究シテ居ル所デア、朝鮮併合後ハ鐵道モ一般會計ニ繰入レテ、現今ハ特別會計ニ屬シテ居ルモノハ、唯朝鮮醫院、濟生醫院ガ特別會計ニナッテ居ルノミデ、併ナガラ實際ノ取扱ニ於テハ其收支ヲ明ニシテ特別會計ニ存スルヤウナ如クニ取扱ッテ居ル、要スルニ將來特別會計ト爲スカドウカト云フコトハ目下ノ所ハ斷言ハ致シ難イガ、十分ニ研究スルト云フコトヲ述ベラレタノデアリマス、而シテ委員會ニ於キマシテハ採決ニ入りマシタ、ソレデ前申シマシタ希望ヲ添ヘマシテ三案ハ可決ヲ致シタ、何等修正等モゴザイマセヌ、此段御報告ヲ申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ御諮リヲ致シマスガ、唯今與平特別委員長ノ報告セラレマシタ三案トモ、一括シテ問題ト致シテ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、日程第十五ヨリ第十七マデ三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
 ○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
 ○子爵櫛笥隆督君 贊成
 ○議長(公爵徳川家達君) 本案第二讀會ヲ直ニ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
 ○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
 ○子爵櫛笥隆督君 贊成
 ○議長(公爵徳川家達君) 直ニ此案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議無イト認メマス、日程第十八、第十九ハ同一委員ニ付託サレテアリマスカラ、兩案トモ束ネテ委員長ノ報告ヲ煩ハシテ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議無イト認メマス、日程第十八、第十九ハ同一委員ニ付託サレテアリマスカラ、兩案トモ束ネテ委員長ノ報告ヲ煩ハシテ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議無イト認メマス、日程第十八、第十九ハ同一委員ニ付託サレテアリマスカラ、兩案トモ束ネテ委員長ノ報告ヲ煩ハシテ御異存ゴザイマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十八、大學特別會計法案、第十九、大正八年法律第十二號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、蜂須賀侯爵
 大學特別會計法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十六日

右特別委員長

侯爵蜂須賀 正韶

貴族院議長公爵徳川家達殿

大正八年法律第十二號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十六日

右特別委員長

侯爵蜂須賀 正韶

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵蜂須賀正韶君演壇ニ登ル〕

○侯爵蜂須賀正韶君 是ヨリ大學特別會計法並ニ大正八年法律第十二號中改正法律案委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、此ノ會計法ハ近時單科大學ガ出來マシタニ付テ、綜合大學ト共通ノ法規ヲ拵ヘヤウト云フコトデ出來マシタ案デアリマス、大體現行ノ帝國大學特別會計法ト條文ハ略、同一デアリマシテ、唯第二條ノ兩大學ノ定額金ノ増加及ビ第七條ニ今一條加ヘタ譯デアリマス、第七條ハ勅令タル帝國大學特別會計規則中ノ第十條ヲ持ッテ參ッテ、是ヘ插入シテアルノデアリマス、東京ノ帝國大學ノ方デハ、此第二條ノ増額ハ、臨時手當其他旅費及ビ物價騰貴ニ依ル増額、又傳染病研究事項ノ増加ニ伴フ經費、都合デ四十四萬圓ノ總額ニナッテ居リマス、又京都ノ方ノ分ハ増倍及ビ物價騰貴ニ依ル増額、理學部ノ臨海實驗所ノ設置瓦斯改良ニ伴フ經費ノ増加等ノコトデ、二十四萬圓増加シテ居ルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ此第二條ニ付テ何故ニ東京ト京都ノ帝國大學ニ限ッテ定額金ヲ定メ、他ノ分ハ毎年度ノ定ムル所ニ依ルカト云フ點ニ付テ質問ガアリマシタ、政府ニ於キマシテハ東京大學京都ノ大學ハ、アラカタ分科モ完成シテ居ルコトデアアルノデ定額ヲ定メタノデ、他ハマダ六年計畫ノ法文科ノ増設、其他ガアリマスルト云フノデ、豫算ニ定ムル處ニ依タ方ガ宜カラウト云フ答辯デアリマシタ、大正八年法律第十二號中改正ノ分ハ、東京大學ニ於キマシテハ、傳染病研究室ノ新營費、精神病室ノ新營費、是ガ東ネテ六十七萬圓、京都大學ニ於キマ

シテハ、理學部ノ鑛物學ノ教室新營、臨海實驗所ノ新設、兩件束ネマシテ二十三萬四千何ガシト云フ額ニナッテ居リマス、委員會ニ於キマシテハ、段々質問應答モアリマシタガ、結局全會一致ヲ以テ可決イタシマシタノデゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 此兩案トモ一括シテ議題ト致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、兩案トモ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○侯爵蜂須賀正韶君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、兩案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○侯爵蜂須賀正韶君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 兩案ノ第三讀會ヲ直ニ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十、軍用自動車補助法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、石黒君

軍用自動車補助法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十六日

右特別委員長

石黒五十二

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔石黒五十二君演壇ニ登ル〕

○石黒五十二君 軍用自動車補助法中改正法律案ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、此委員會ハ前後三回開會イタシマシテ、委員長副委員長互選ノ後政府ヨリ十分ナル御説明ヲ煩ハシマシタ、其後モ亦委員中ヨリ段々質問アッタノデアリマス、終リニ臨ミマシテ討議ニ移リマシタ所ガ、全會一致ヲ以チマシテ原案ヲ可決イタシタ次第デアリマス、其説明ノ大體ヲ申上ゲマスレバ、本案ハ去ル大正七年ニ制定セラレテ以來、今日ニ至ルマデ約三年ニナリマシタノデアリマス、然ニ其發達ハ遅々トシテ振ハナイ、一方一般自動車ニ於テハ比較的其數モ増シテ居リマスガ、然ニ陸軍用ノ自動車ニ對シマシテハ最初ノ目的ヲ達スルノニ甚ダ振ハナイ次第デアアルノデアリマス、政府當局ノ御説明ニ依リマスレバ、其目的ヲ達シ得ザル廉ノ主ナルモノハ何かト申シマスレバ、製造所及ビ所有者ヲ帝國臣民ニ是マデ限ッテ居ッタノデアリマス、ソレ故ニ其目的ヲ達スルノニ十分ナラザル點ガアルヤウニ考ヘル、又自動車ノ構造條件ガ少シク過大ニ過ギマシタ爲ニ、是亦應ジ手ガ少ナイ、斯ノ如キ構造ニ依テ造リマシタ所ノ自動車ハ、外國ヨリ輸入イタシマスル所ノ自動車ニ對シマシテハ、比較的維持費ガ多イ、尙ホ其上ニ内地製造イタシマス所ノ自動車ノ製造費ハ、外國ノモノニ比較イタシマシテ高イ、是等ノ爲ニ今日マデハ一臺製造イタシマス所ノモノニ約外國デハ五千圓ノモノガ、是マデ内地製造イタシマスレバ七千圓バカリ掛リマスガ爲ニ、此ノ製造補助費モ其制限ガ二千圓ト云フコトニナッテ居ッタノデアリマス、然ニ最近ニ至リマシテハ其ノ製造費ガ内地バカリデハアリマセヌ、外國ニ於キマシテ殆ド倍イタシマシテ一萬圓以上ニナリマシタガ爲ニ、我ガ内地製造リマスル所ノ製造費モ從ッテ増シタノデアリマス、是等ノ爲ニ此ノ法律案ニソレ等ノ金高ヲ増スコト

ニナッテ居ルノデアリマス、尙ホ今日マデハ内地製造者バカリニ限ッテ居リマシタノデアリマスガ、此方モ自動車ヲ製造シ、又ハ之ヲ使用シマス所ノ者ハ内地人即チ帝國臣民ノミニ限リマセズ、ソレヲバ廣ク會社デアリマシテモ外國人モ中ニ入レテ、其株式ノ半數以上ハ内國人ノモノデアリマス所ノ會社デアリマスナラバ、ソコモ製造モサセル、斯ノ如ク此範圍ヲ廣ク致シマシテ此目的ヲ達シタイト云フノデアリマス、是ガ此第二條ノ第一項ヲ改正ニナリマス所ノ範圍ヲ廣クスル目的デアアルノデアアル、又自動車ノ重サニ對シマシテ、是マデハ一噸以上、四噸バカリノモノヲ主トシテ御使ヒニナル都合デアリマシタガ、道路ノ狀態其他ニ關シマシテカラニ、一噸ノモノデハ少シクドウモ重過ギルト云フ所カラ致シマシテ、之ヲ四分ノ三噸ニ直サレタノデアリマス、又茲ニ佛噸ト書イテアリマスガ、是ハ一方度量衡ノ爲ニ「メートルク、システム」ヲ使フヤウニナルノデアリマスカラ、英噸ヲ佛噸ニ變ヘタ、英噸佛噸ハ御承知ノ通りニ、佛噸ガ少シ英噸ヨリ僅カ輕イノデアリマス、四分ノ三佛噸ハ我ガ二百貫目バカリニ當ルノデアリマス、續イテ此ノ維持費ガ前申上ゲマシタ如ク、軍用自動車ガ重クアリマシテ、構造モ堅牢デナクチャナラナイ、從ッテ燃料モ餘計要リマス、依テ是マデハソレガ爲ニ通常ノモノカラ見マスト云フト、三百圓ヲ補助シテアリマシタモノヲバ、今日ハ物價騰貴、其他ニ關シマシテカラニ、之ヲ倍額ニイタシマシテ、三百圓ヲ六百圓ニ改メルノデアリマス、尙ホ此十條中ノ改正ハ、第二條ノ一項ヲ改正ニナリマシタ自然ノ結果ト致シマシテ、之ヲ輸出シ「トアリマス所ノモノヲ」主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ第二條ニ云々ト改正サレタ次第デアアル、討論ニ移リマシテ……尙ホ委員中ヨリ二三ノ質問ノ主ナルモノヲ申上ゲマスガ、滿洲ニ於キマシテ、自動車ヲ實驗サレタ經驗ハ如何デアアルカト云フ御尋モアリマシテゴザイマスガ、是ハ雨季ニ於キマシテハ甚ダ其結果ガ良クナカッタ、且又自動車ノ搭載量ニモ依リマスガ、主ニ前申上ゲマシタ如ク幾ラカ是ガ搭載量ヲ減ラシマシテ、支那馬車ニ類シタ位ノモノヲ使ヒマスレバ雨季中ト雖先ヅ目的ヲ達シ得ル、又製造所ノコト等ニ付マシテモ質問ガアリマシテゴザイマスガ、是等ハ其箇所等ハ是マデ内地ニ於キマシテハ四箇所デアアル等ノコトハ、此速記ニ審カデアリマスカラ、御覽下サルコトヲ願ヒマス、討論ニ移リマシテ何等御意見モ出マセズ全會一致ヲ以チマシテ本案ハ可決イタシマシテゴザイマス、此段御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ直ニ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本案ノ全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十一、大正四年法律第十六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、谷森眞男君

大正四年法律第十六號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十七日

右特別委員副委員長

谷森 眞男

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔谷森眞男君演壇ニ登ル〕

○谷森眞男君 本案モ委員長ガ御病氣ノ爲ニ私ニ御委託ニナリマシタカラ、私ヨリ御報告イタシマス、本案ハ大正四年法律第十六號中ノ改正ゴザイマシテ、此ノ大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金ノ爲ニ公債ヲ發行スル、其制限ヲ規定シタル法律デアリマス、然ニ今回又陸軍軍人其他ノ者ニ對シマシテ、更ニ一時賜金ヲ下賜セラルベキ必要ガ生ジマシタ爲ニ、其公債ヲ發行スル必要ヲ生ジタノデアリマス、ソレ故ニ此十六號法律中ニ其制限額ヲ更ニ増加イタシマシテ、合計一億千五百萬圓ト改正スル次第ゴザイマス、ソレデ本案ハ特別委員會ニ於キマシテモ、審議ノ末、是ハ餘儀ナキ費用デアリマシタ、可決スベキモノデアルト云フコトニ議決イタシマシタ、此段御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵松平頼壽君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵松平頼壽君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十二、度量衡法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

度量衡法中改正法律案

右別冊ノ通修正セリ依テ及報告候也

大正十年三月十六日

右特別委員長

伯爵堀田 正恒

貴族院議長公爵徳川家達殿

度量衡法中改正法律案

〔委員會ノ修正ニ係ル部分ノミヲ印刷ス小字ハ修正文〕

度量衡法中左ノ通改正ス

第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス

メートルハ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ温度ニ於ケル國際メートル原器ノ長トス

○宗所ノ器ノ長トス

キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス

〔伯爵堀田正恒君演壇ニ登ル〕

○伯爵堀田正恒君 度量衡法中改正法律案ノ特別委員會ノ經過及ビ結果ヲ御報告イタシマス、委員會ニ於キマシテ、當初政府委員ヨリ本案ノ趣旨竝ニ内容ニ付テ御説明ガアリマシタ、本案ノ内容ニ付マシテハ時間モ遅クナツテ居リマスカラ、皆サン御承知ノコトデモゴザイマスルカラ、省キマシテ、本案ノ趣旨ニ付テノミ簡單ニ申上ゲマス、我國ノ度量衡ハ色々込入ッテ居リマシテ、各種ノ度量衡計等ガ混用セラレテ居ルノデゴザイマス、其結果各方面ニ於キマシテ非常ニ不利ト不便トヲ感ジテ居リマスノミナラズ、是ガ爲ニ錯雜紛糾ヲ極メテ居ルノデゴザイマス、之ヲ此儘放任イタシマスルト、不利不便ガ止マザルノミナラズ、尙ホ一層紛争ヲ來ス憂ガゴザイマスカラシテ、速ニ此混雜セル計度ヲ統一ヲシタイト云フノデゴザイマス、就キマシテハ此統一ヲスル爲ニハ、何レノ度量衡計ヲ用ヒタラ宜カラウカト云フ問題デゴザイマスルガ、

翻ッテ考ヘマスルノニ、我ガ日本ノ古來ヨリ所謂固有ノ度量衡計ハ非常ニ複雑デゴザイマシテ不利不便ノミナラズ、又其使用ノ範圍ガ非常ニ狭少デゴザイマシテ、外國デハ少シモ之ヲ使用イタシテ居ラナイノデゴザイマス、我國ノ工業界ニ於テハ既ニ「メートル」計モ非常ニ使用イタシテ居リマスルシ、又日本ノ工業ガ世界的ノ工業ニナリマシタル今日ニ於キマシテハ、日本ノ固有ノ度量衡計ヲ以テ統一スルト云フコトハ遺憾ナガラ不適當デナカラウカ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、第二ニハ「ヤード」「ポンド」計デアリマスガ、是ハ御承知ノ如ク日本ノ度量衡計ニ劣ラナイ複雑ナモノデゴザイマシテ、之ヲ以テ日本ノ度量衡計ヲ統一シヤウト云フノハ餘リ當ヲ得タモノデナカラウ、寧ロ日本ノ固有ノ度量衡ヲ以テ統一シタ方ガ宜イ位デアアルノデアリマス、ノミナラズ英米ノ國々ニ於キマシテモ、其ノ度量衡計ノ簡單ナル、即チ十進法ニ依テ換算スル「メートル」計ヲ早ク使用シタイト云フ考ガアル位デゴザイマスカラシテ、是モ不適當デアアル、依テ「メートル」計ヲ考ヘマスルト、「メートル」計ハ確實ナル根據ヲ有ッテ居リ、精密ニ計算セラレテ、尙ホ其計算ノ方法ハ十進法デゴザイマスカラシテ、是ガ宜イダラウ、尙ホ世界ノ主ナル國々ノ二十六箇國ガ「メートル」條約ヲ既ニ結ビマシテ、「メートル」ヲ以テ國際度量衡計ニシタイト、其後骨折ッテ近時國際的度量衡計トナラムトシツ、アルノデアリマス、ソレ故ニ之ヲ以テ我國ノ度量衡計ヲ統一シタイト、政府ハ大正六年カラ其調査ヲ怠ラナイ、又十分審議セラレマシテ、各方面ニ色々諮問ヲセラレタサウデアリマス、其結果諮問ノ答申書ニモ矢張「メートル」計ヲ以テ是非統一シタイト、旁々政府ハ今日本案ヲ提出シタト云フノデゴザイマス、質問ニ入りマシテカラ、色々御質問ガゴザイマシタガ、主タルモノハ二ツゴザイマシテ、第一ニハ何方モ御疑ヒニナル所ノ本案ヲ實行スル方法、竝ニ年限ガゴザイマス、之ニ付マシテ政府委員カラ御説明ガゴザイマシタガ、政府ハ本案ヲ實行スルニ付テハ先ヅ官廳、公廳、機械ノ學校、及ビ大規模ノ工業ニハ速ニ之ヲ用ヒ、之ヲ以テ統一シタイト、即チ「メートル」計ノ行ヒ易イ、又ソレヲ行フコトノ急ヲ要シテ居ル所ノ方面ニ向ッテ第一ニ行ヒタイト、ソレハ本法ハ來年度カラ施行シタイト、依テ本法施行後五年以内ニソレ等ノ方面ハ統一シテ行キタイト、次ニ其他ノ方面ニ付テハ、漸次一定ノ期間ヲ置イテ、統一シテ行キタイト、殊ニ家庭ニ付マシテハ、誠ニムヅカシイ問題デアラカラシテ、實ハ各方面ニ諮問シタ時ニハ、其意見ノ一致點ハ本法施行後十年以内ニ統一シテ貫ヒ

タイト云フ希望デアッタケレドモ、政府ハ尙ホ之ヲ以テ短カシトシテ、二十年以内ニ統一スレバ宜シイト云フ考デアルト云フコトデゴザイマシタ、第二ノ御質問ノ點ハ、本案ノ第二條ノ第二項ノ終リニ「國際メートル原器ノ長トス」、其ノ國際「メートル」原器ト云フ言葉ニ付マシテノ御質問デゴザイマシタ、御質問ニ對シマスル答辯ニ付マシテハ、次ニ討論ニ移リマシテカラ、修正ノ御意見ニ付テ其理由ヲ説明申上ゲマスルカラ、其際ニ申上ゲマス、討論ニ移リマシテカラ、修正ノ御意見ガアリマシタ、ソレハ本案ノ第二條ノ第二項ニ「メートル」ハ溶解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際「メートル」原器ノ長トス、ト云フノデアリマスカラ、其終リノ所ヲ國際「メートル」原器ノ示ス所ノ長トスト云フ風ニ改メタイト云フ御意見デゴザイマシタ、其理由ト致シマシテ、普通ニ書イテ國際「メートル」原器ノ長トスト云フ其原器ハ、「メートル」條約ニ依テ帝國ニ交付セラレタ所ノ標準器ノ棒其物ヲ表スヤウニモ解セルシ、成程政府委員ノ説明セラル、如ク、法律上ノ意味ニ於テハ、國際「メートル」原器ト云フノミデ、示スト云フ字ヲ入レナクテモ「メートル」ヲ示ス所ノ其原器ト解シ得ルダラウ、又政府委員ノ言ハル、如ク、歐洲ニ於ケル、例ヘバ瑞西ノ國ニ於テモ、サウ精シク説明的ニ法律文ハ出來テ居ラナイデ、矢張國際「メートル」原器ノ長トスト云フヤウナ文句ヲ使ッテアルカラデ、ソレデモ宜イト思フケレドモ、併シ法律ハ普通ノ人ニモ分ルヤウニ書イテ置キタイカラ、ソレ故ニ國際原器ノ示ス所ノ長トスト、改メル方ガ宜カラウト云フ修正ノ御意見ガゴザイマシタ、採決ニ當リマシテ、多數ヲ以マシテ、此ノ修正案ハ、所謂修正スベキモノトシテ決定イタシマシタ、此段御報告申上ゲマス

- 議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クト云フコトニ御異存ゴザイマセヌカ
- 議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト呼フ者アリ
- 子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス
- 大山綱昌君 賛成
- 議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス、第一條ヲ問題ニ供シマス、委員會ノ修正ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス、後ハ全部ヲ問題ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○大山綱昌君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十三、大正九年法律第五十三號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、伯爵奥平昌恭君 大正九年法律第五十三號中改正法律案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正十年三月十四日

右特別委員長

伯爵奥平 昌恭

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵奥平昌恭君演壇ニ登ル〕

○伯爵奥平昌恭君 唯今議題ニ上リマシタ大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ委員會ハ、第十五、第十六、第十七、日程ニ上リマシタ、唯今讀ミマシタ數ノ中デ、朝鮮事業公債法中改正法律案ノ中ノ、此度朝鮮ニ煙草專賣制度ガ實施セラル、ニ付マシテ從來朝鮮ニゴザイマシタ煙草輸入、即チ朝鮮ノ民度、習慣等ヲ參酌シマシテ、從價稅ヲ葉煙草ニ二割、製造煙草ニ四割課シテ

アツクノデアアル、併ナガラ先程モ申上ゲタ通りニ、今回朝鮮ニ於キマシテ、煙草專賣制度ガ實施セラル、結果、當然是ハ取締ラナケレバナラヌ法律案デア
ル、委員會ニ於キマシテモ、今申シマシタ點ニ付マシテ、説明ヲ聞イタノデア
リマス、而シテ質問ハ何等ゴザイマセヌデシタ、本案ニ對スル所ノ決ハ、唯
今述ベマシタ所ノ、第十五、十六、十七及ビ大正九年法律第五十三號中改正
法律案ハ、一緒ニ之ヲ採ッタノデゴザイマス、何等是等ノ案ニ付テハ議論モナ
シ、修正モナシ、且ツ又施行ニ付マシテハ、附則ニゴザイマス通り、本法律
行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムト云フ點ニ付マシテモ、何等質問モゴザイマセ
ヌ、故ニ此所デ改メテ御報告スルニハ誠ニ不足デアリマス、此段改メテ御報
告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵榑笥隆督君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異議ゴザイマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本案全部ヲ問題ニ供シマ
ス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通りデ御
異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十四、畜牛結核病豫防法中改正法律案、
政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、勸修寺伯爵
畜牛結核病豫防法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
大正十年三月十八日
右特別委員長
伯爵勸修寺經雄

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵勸修寺經雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵勸修寺經雄君 畜牛結核病豫防法中改正法律案ノ特別委員會ノ結果ヲ
御報告イタシマス、今回改正セラレヤウト云フノハ、同法中ノ第十三條ノミデ
ゴザイマス、現行法ノ第十三條ニ依リマス、畜牛ノ結核病ノ重症ノモノハ、
之ヲ撲殺スルト云フノデゴザイマス、是ガ爲ニ其畜牛ノ所有者ガ損害ヲ蒙リ
マス額ノ半分ヲ、國家ガ手當金トシテ下付スルノデゴザイマス、其手當ノ金
額ハ畜牛一頭ニ付テハ外國種ハ七十五圓、雜種及ビ内國ノ種牛ガ五十圓、
六箇月未滿ノ幼牛ハ十五圓ヲ超ユルコトガ出來マセヌ、又其器物ノ焼却又ハ
埋却ヲ命ゼラレタモノニ付テハ、十圓ノ手當金ヲ超ユルコトガ出來マセヌ、
此方ハ明治三十四年ノ制定デゴザイマシテ、其當時ノ價格カラ申シマスルト、
今日デハ大變不都合ヲ來シマスカラ、今回其ノ手當金ノ價格ヲ從前通り法律
デ定メズシテ勅令ヲ以テ定メタイト云フノガ、此改正ノ趣旨デアリマス、委
員會ニ於キマシテハ、獸疫豫防法等ノ關係、或ハ評價ノ點ニ付テ御質問ガゴ
ザイマシタガ、全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ、右御報告イタシマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵勸修寺經雄君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマ
セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵勸修寺經雄君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセスカ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十五、未成年者飲酒禁止法案、衆議院提出、第一讀會

未成年者飲酒禁止法案

右本院提出案及送付候也

大正十年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

未成年者飲酒禁止法

第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス

第二條 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置

衆議院議長 奧 繁三郎

ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 第一條第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

未成年者飲酒禁止法案特別委員

侯爵蜂須賀 正 韶君 子爵豊岡 圭 資君 子爵清岡 長 言君
大澤 謙 二君 男爵清水 資 治君 男爵安藤 直 雄君
男爵岩 佐 新君 江原 素 六君 野々村久次郎君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十六、地方學事通則中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

地方學事通則中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

地方學事通則中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

衆議院議長 奧 繁三郎

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ朗讀ヲイタサセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

地方學事通則中改正法律案特別委員

- 伯爵萬里小路通房君 山川健次郎君 大久保利 武君
- 北條 時 敬君 福原 鏢二郎君 男爵千秋 季 隆君
- 男爵調所 恆 德君 澤柳 政太郎君 藤本 閑 作君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十七、沒祿者給與法案、衆議院提出、第一讀會

沒祿者給與法案

右本院提出案及送付候也

大正十年三月十六日

衆議院議長 奧 繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

沒祿者給與法

第一條 明治元年一月ヨリ明治三年九月十日藩制施行マテノ間ニ於テ國事

ニ關スル犯罪ノ爲ニ家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ名家承繼人ニ限リ其ノ當時ノ祿高ニ基キ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經テ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

○山脇玄君 議長

○議長(公爵徳川家達君) 今政府委員ノ説明ガアリマスカラ……

○政府委員(小野義一君) 本案沒祿者給與法案ハ衆議院ノ提出ニ相成ツテ居リマスノデゴザイマスガ、之ニ對シマシテ政府ノ所見ヲ申上ゲタイト存ジマス、現在國事犯ノ沒祿者ニ對シマスル救濟ハ、御承知ノ通り明治二十七年法

律第二十號ヲ以テ規定サレテ居ルノデゴザイマスガ、其規定ハ一般有祿者ノ場合ト同ジヤウニ、救濟ノ起算點ヲ明治三年九月藩制施行後ニ限ツテ居ルノデゴザイマス、然ニ本案ハ其救濟ヲ明治三年九月ヨリ遡リ、明治元年以後ト云フコトニ擴張イタサムトスルノデゴザイマス、政府ハ此法案ニ對シマシテハ、從來屢、同一ノ趣旨ニ出デタル法律案ガ出マシタル際ニ、繰返シテ其際陳述イタシテ置キマシタ通り、終始反對ノ見解ヲ有シテ居ルノデアリマス、遺憾ナガラ此法案ニ對シテモ同様ノ見解ヲ以テ進ムノ外ナイノデアリマス、抑、秩祿ニ關スル救濟ノ法ハ數多存在シテ居ルノデアリマスガ、其間一ツノ貫徹セル主義ガ存在イタシテ居ルノデアリマス、即チ救濟ノ起算點ヲ明治三年九月ノ藩制施行以後ト云フコトニ限定イタシテ居ルコトデアリマス、然ニ若シ本案ノ如クニ、明治三年九月以前ニ溯及スルコトニ致シマスルナラバ、從來一般有祿者ニ對シマシテ、明治三年藩制施行以後ニ限り救濟ヲ致シテ居リマシタル此既ニ結了セル行政處分ヲ根本ヨリ顛覆イタシ、ヤリ直シテ致サナケレバナラスト云フ不合理ガ生ズルノデアリマス、是ハ頗ル由々敷問題デアリマス、又實際ニ於キマシテモ、明治三年ノ藩制施行後ニ於テ各藩ニ於ケル責任ハ初メテ明治中央政府ニ歸一セルモノトノ見解ヲ以テ居ルノデアリマス、若シ本案ノ如ク明治三年以前ニ溯ルト云フコトニ致シマスルト云フト、到底正確ナル記録ノ徵スベキモノガナイノデアリマシテ、是ガ實行ハ政府ト致シマシテハ、到底不可能ニ屬スルノデアリマス、以上政府ノ所見ヲ申上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 山脇君ハ……

○山脇玄君 政府委員ノ御説明ガアリマシタカラ、モウ宜シウゴザイマス

○子爵板倉勝憲君 議長

○議長(公爵徳川家達君) 板倉子爵ハ質問デスカ

○子爵板倉勝憲君 ハイ、チヨット伺ヒマスガ、今政府委員ノ御説明ニ依リマス、此ノ國事犯ノ爲ニ沒祿サレタモノハ、明治三年九月ノ藩制施行以後ニ限ルト云フ政府ノ方針デアルカラ、其以前ニ溯ラスト云フ御方針ノヤウニ伺ヒマシタガ、元來私達ガ考ヘルト、此ノ法律ノ適用ヲ受ケル者ハ、多クハ東北ニ存シテ居ルノデゴザイマス、即チ東北ガ其時國賊トカ、或ハ錦旗ニ反抗シタト云フヤウナ理由ノ下ニ、沒祿處分ヲ受ケタト云フ者ガ多クアルノデゴザイマスガ、此事件ノ性質カラ見マシテモ、東北ノ當時此ノ御維新ノ當時ニ東北ト云フモノハ決シテ錦旗ニ反抗シタモノデモナイ、錦旗ヲ持ッタ薩長ニ

相對抗シタト云フコトハアルカモ知レヌガ、錦旗ニ對シテ反抗シタト云フコトハナイ、併ナガラ所謂勝テバ官軍負ケレバ賊ト云フ世俗ノ結果ニ從ッテ、遂ニ東北ノ或數藩ト云フモノハ國賊ト云フヤウナ汚名ヲ蒙ルト云フ結果ニナリマシタケレドモ、併シ實際ニ於テ決シテ何人モ明治天皇陛下ニ對シ弓ヲ彎イタ者モナケレバ、錦旗ニ對シテ鐵砲ヲ打ッタ者モナイノデ、唯其錦旗ヲ握ッタ君側ヲ清メル爲ニ之ニ反抗シタ、悲シイ哉負ケテ國賊ノ汚名ヲ蒙ッタ、斯クノ如ク此ノ沒祿處分ニ付テハ情狀ニ於テ酌量スベキ點ガ多クアルノデアアル、而モ明治天皇ノ御治世ハ明治元年カラ始マッタノデアリマスカラ、假令藩制ノ施行云々ト云フコトガ、三年九月ニアリマシテモ、明治元年ニ是ヲ溯ラセナイ、所謂明治天皇ノ御代カラ三年溯ルト云フコトハ何モ政府ノ大方針ニ關係スルト云フコトハナイ、二年以前即チ明治元年カラ三年九月マデ追加スレバ宜イ、而モ此追加ト云フモノハ非常ナル多人數ガアツテ甚ダ調ベニ困ルト云フナラバ兎ニ角、此法律ノ適用ヲ受ケルト云フ者ハ極メテ少數ノ者デアアル、而モ其少數ノ者ノ提出シタ書類ヲ見テ之ヲ審査シテ決定スレバ宜イノデアアルカラシテ、是ガ何モ政府ノ大方針トカ、サウ云フモノニ關係スルヤウナ問題デ、私ハナカラウト思ヒマス、唯三年九月ト云フコトヲ、元年ノ一月カラニ延バスト云フノデ其間ノ者ヲ少數追加ヲスレバ宜イノデアアルト、私ハ考ヘルノデゴザイマス、之ニ付テ政府ノ御答ヲ伺ヒマス

〔政府委員小野義一君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小野義一君) 御答イタシマス、同一ノコトヲ繰返シテ御答スルヤウナコトニナルカモ知レマセヌガ、成ルホド事情ニ於テハ諒トスベキ場合ガ存在シヤウト信ズルノデアリマス、併ナガラ先程モ申シマシタ通りニ、秩祿救濟ハ明治三年藩制以後ト限リマシタノハ、若シソレ以前ニ遡ッテヤルト云フコトニ致シマスレバ、政府ノ記録ガ存在シナイノミナラズ、又既ニ從來確定シテ居リマス所ノ行政處分ヲモ覆ヘシテ明治元年ニ遡ラナケレバナラヌ、然ラズンバ不權衡ヲ來タスト云フコトデアリマス、實ハ第十三議會ニ於キマシテ、衆議院ハ通過イタシマシテ貴族院ノ問題トナリマシタトキ、ドレダケノ金額デアアルカ、ドレダケノ人數デアアルカト云フコトヲ、政府ニ調査ヲ貴族院ノ特別委員會ヨリ要求サレタコトガアリマスガ、到底調査シキレナイト云フ、斯ウ云フ點ヲ以テ其儘未了ニナッタノデアリマス、ノミナラズ、ソレヨリ前第九議會ニ於キマシテ、衆議院ハ通過シマシテ貴族院ニ於テ否決サレタコ

トガアリ、尙ホ第十四議會ニ於テ同様衆議院ハ通過シテ貴族院ニ於テハ否決ニ相成ッテ居リマス、事情ニ於テハ諒ト致ス點ガアリマシテモ、藩制施行前ノコトハ政府ニ於テ如何ニシテモ正確ノ記録ニ徵スル希望ガナイノデアリマス、若シ此點ニ於キマシテ明治三年以前ニ遡ルコトニ致シマシタナラバ一般有祿者ノ分モ矢張權衡上明治元年マデ行カナケレバナラヌノデアリマス、斯ウ云フコトニナリマス過去數年ニ互ッテ致シテ居リマス行政處分ハ、殆ド顛覆イタサナケレバナリマセヌ、ソレデアリマスカラ貴族院ニ於テモ政府ノ從來ノ意見ヲ御是認ニナッテ、否決サレテ居ルト云フ沿革ヲ有シテ居ル次第デアリマス

○子爵板倉勝憲君 モウ一應伺ヒマスガ、政府ノ御説明ニ依ルト凡テノ方針ヲ變ヘナクテハナラヌト云フヤウニ伺ヒマスガ、此問題ハ單ニ沒祿處分ヲ受ケタ者ダケニ止ルノデアリマス、又一方ニハ證據ガ不明デ、證據ノ調査ガ困難デアルト云フ御話モゴザイマシタガ、其證據ハ所謂沒祿處分ヲ受ケタ者ノ後裔者デアアル、或ハ子デアアルトカ孫デアアルトカ云フ者ガ提出スルノデアアル、而モ其書類ト云フモノハ、今日デハ大多數ハ宮城縣廳ノ所藏ニ係ル當時ノ太政官府誌ト云フモノガアツテ、是ハ宮城縣廳ニ保存ニナッテ居ルサウデアリマス、斯ノ如キ明瞭ナ證據ガアレバソレヲ御採上ゲニナリ、又證據ノナイモノ或ハ證據ノ不十分ナルモノニハ之ヲ給セザルハ御隨意デアアル、其數ガ極メテ少數デアアル、其數ガ極メテ少數デアアルト共ニ、金額モ極メテ少ナイモノデアアルト考ヘマスカラ、其ノ當時沒祿處分ヲ受ケタ事情ヲ十分御酌取下サレテ、當事者モ少數デアリ金額モ小サイモノデアアルカラ、遡ッテ之ヲ追加ナサルコトハ左程困難デハナカラウト思ヒマスガ、尙ホモウ一應伺ヒマス

○政府委員(小野義一君) 先程御答イタシマシタ通り、此ノ國事犯ノ沒祿處分ノ救濟ヲ明治三年以後ト致シマシタ、即チ明治三十七年ノ法律第二十號ノ生ジマシタノハ、一般有祿者ノ救濟ノ明治三十年以後デアアル、ソレト權衡ヲ得セシムルノミナラズ、國事犯ノ沒祿者ヲ救濟スルノハ全ク特別ノ救濟トシテ其ノ當時政府ニ於テモ處分シタ次第デアリマス、根本ガ明治三年藩制施行後而モ一般有祿者ニ隨伴シテ、特別ニ三年以後ノ分ノミヲ救濟スルト云フ斯ウ云フ方針デアリマス、ソレデ國事犯ノミデアリ、而モ金額モ少イ、之ヲ明治元年ニ遡ルト云フコトハ、ソレデ其問題ハ決定イタシマセウガ、併シ從來明治三年以後ノ者ノミヲ救濟シテ居リマシタ一般有祿者ノ非常ナル多數、非常

ナル金額ノモノニ付テモ矢張之ヲ顛覆シテ遡ラナケレバナラス、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

沒祿者給與法案特別委員

伯爵川村 鐵太郎君 子爵秋田 重季君

男爵坂本 俊篤君 男爵岩倉 道俱君

石谷 傳四郎君 二階堂三郎左衛門君

河村 讓三郎君

鍋島 桂次郎君

田中 清文君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十八、刑法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

刑法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正十年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長 奥 繁二郎

刑法中左ノ通改正ス

第九十六條ノ二 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ恐嚇又ハ詐言ヲ用ヒテ陳述ヲ爲サシメタルトキハ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ、諸君ニ於テ御異議ガナケレバ、執達吏規則中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二十九、埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正十年三月十七日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長 奥 繁二郎

埼玉縣秩父郡名栗村、吾野村ヲ同縣入間郡ニ編入ス

附則

本法ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ御異議ガナケレバ市制中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會

午後五時三十六分散會